

第六十八回国会 大蔵委員會議録第八号

(三三)

昭和四十七年三月二十一日(火曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 齋藤 邦吉君
理事 木野 晴夫君
理事 藤井 勝志君
理事 廣瀬 秀吉君
理事 竹本 孫一君
上村 千一郎君
木村 武千代君
地崎 宇三郎君
中島 源太郎君
坊 秀男君
三池 信君
森 美秀君
吉田 実君
佐藤 観樹君
堀 昌雄君
貝 次郎君
寒川 喜一君

奥田 敬和君
倉成 正君
中川 一郎君
原田 憲君
松本 十郎君
毛利 松平君
吉田 重延君
阿部 助哉君
藤田 高敏君
山中 吾郎君
二見 伸明君
小林 政子君

出席政府委員

大蔵 大臣 水田 三喜男君
大蔵 政務次官 田中 六助君
大蔵省主税局長 高木 文雄君
大蔵省国際金融局長 林 大造君

委員外の出席者

大蔵委員会調査室長 末松 経正君

三月十八日

自動車損害賠償責任保険料の据置きに関する請願(徳安貴藏君紹介)(第一七三六号)
元満鉄職員等の共済年金通算に関する請願(三池信君紹介)(第一七三七号)

第一類第五号 大蔵委員會議録第八号 昭和四十七年三月二十一日

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三五号)

○齋藤委員長 これより会議を開きます。

租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。阿部助哉君。

○阿部(助)委員 せっかく大臣がおいでになつておりますので、いろいろ準備した問題に入る前に、ひとつ医師の診療報酬、この問題について大蔵省の見解をお伺いしたいのでありますが、租税特別措置の中で社会的に非常に関心の高いのに、医師の診療報酬に対する所得控除がございまして、いづれ機会を見て詳しくお伺いしたいのでありますけれども、この特別措置は、まあ厚生省あたりの医療行政の怠慢というか、不手ぎわというか、それを税制でしりぬぐいしているような感じが、それを税制でしりぬぐいして、税金負担の公平を害しておるということも言えます。税負担の公平を害しておる。しかし問題は、わが国の医療政策にかかわる内容を持つておる。それだけに、まあ現在大蔵省でこの必要経費の削減を主張しておるようでありまして、いまだのようなお考えに立っておるのか、一応見解をお伺いして、次に入りたいと思ひます。

○水田国務大臣 御承知のように、この制度は昭和二十九年からというのですから、もう二十年近く行なわれておる制度でございますが、当時診療報酬についての単価アップという問題でいろいろ問題がございましたが、十分医師側の要望に沿えなかったというふうな事情から、税制においてこういう優遇措置を講ずる措置がとられたというふう

きさつがございまして、この診療報酬が改善されるに従つて、この制度も改善されてしかるべきであつて、毎年税制調査会においてもこれが問題となり、また政府内部におきましても、この制度についての非常な批判があつて、何らかの措置をとりたいという考えながら、とうとう今日まで実問題としてこれが解決できませんでした。そこで、税制調査会におきましても、何回これを政府に対して意見を述べても解決されないというところは、税制調査会の権威にも関することでございますし、とにかく政府はこの問題について今度こそ真剣な解決をしてみたいという要望がございました。それについては、ただ、この制度が不合理であるということ指摘するだけではいけないと思つて、特別の部会を自分たちがつくつて、こういう形でこれを改正したらどうかという現実的な案を独自に考えたい、もし自分たちのそういう案ができた場合には、今度は政府は尊重してくれるか、従来のように、せっかく意見を出して、それが実現しないようであつては困るという話が再三ございまして、私が税制調査会に出て、それなら独自に現実的な具体案を研究してくれてけっこうです、それができたら、政府はこれを尊重するということをお約束して、いま税制調査会にもうこの具体案の検討をお願いしているという段階でございまして、ここから具体案が提案されることになりましたら、今度はその意見を尊重して、長い間の懸案でございまして、この問題の解決をはかりたいというふうに私は思ひ考へております。

○阿部(助)委員 そうしますと、税調が具体案を出したらやります、こういうことなんですね。だけれども大臣、どうなんです。税調、税調とおっしゃるけれども、大蔵省自体はどういう考えなんだ、こう私は聞いておるんでして、何か課税当局

として他人まかせな感じを受けます。私は、税調のお考えは大体聞いておりますが、大蔵当局としては、最高責任者の大臣としてはどうなんだとお伺いしておる。その点はどうなんですか。

○水田国務大臣 大蔵省としては、最初からこの特例はむしろ廃止したいという考えで今日までございましたが、これは常に一つの政治的な問題になる税制でございまして、与野党、国会の同意を得られるところまで毎年なかなかいきませんでしたので、常にこの改正を見送つておるというのが実情でございます。大蔵省としては、この税制は、この際ぜひ変えたいというふうに考へております。

○阿部(助)委員 次の問題を用意してありますので、私はこの問題にあまり深入りしようと思つていないんですが、改正しようと思つておるなら、こういうふうに改正しようと思つておるというくらいのことが出てこなければ、課税当局として主体性がなさ過ぎるじゃないですか。

○水田国務大臣 大蔵省としては、こういう特別措置はもう一挙にやめたいというところまで考へておりますが、現実問題として、なかなかできませんでした。したがつて、これをやめるについては、やはり實際的にやりやすい方法を考えるのがいいだろうと考へます。そういう意味の研究を税制調査会でしてくるのでしたらこれに従うということが、国会の同意を得るのにもやはり一番いい方法だと信じて、税調に特にお願いしている、こういう事情でございまして、これを一挙にやらないまでも、漸進的に解決する方法があれば、私はそれでいいというふうに思つております。

○阿部(助)委員 私、いまの答弁、たいへん不満でありますけれども、実は私、租税特別措置の基本的な問題をお伺いしたいと思つて用意してまいりましたので、次に移ります。

私は、この数年間、この委員会でも租税の問題について質疑を行なつてまいりました。なるほど大蔵当局は、計数的なあるいは技術的な面については非常によく勉強しておられるのでありますけれども、私から見ると、近代民主主義国家の政府としては、どうも民主主義の姿勢に疑わしい感じがするわけでありまして、つまり、勤労庶民の生活の擁護、権利を守るという原則が欠けておられるのではないかと。そこで、今日は租税特別措置法の案件について質疑を行なう前に、まず、租税法律主義に関する政府の見解を承つておきたいのであります。

政府は租税法律主義の原則を貫こうとしておられる、こう思つておるのであります、その点はいかがですか。

○水田国務大臣 租税法律主義の原則は、政府は貫くつもりで、いまでもこれはくずしていません。つもりでございます。

○阿部(助)委員 では、高木局長も、その点は御異存ありませんね。

○高木(文)政府委員 大臣の言われるとおりでございます。

○阿部(助)委員 租税法律主義というのは、税の新設、改廃は、国民の選挙によって選ばれた国会の審議を経て、法律によって行なう。何人もこれ以外の方法によつて課税、徴税することは許されない。われわれが税法を制定、改廃するにあつて一切の課税案件、つまり、だれが納税するか、いかなる物件、要件が対象になるのか、どういふ標準税率で課税するのか、逆にいえば国民及び納税者に明確にわかること、これが租税法律主義のたてまえだ、私はこう思うのですが、違いますか。

○水田国務大臣 そのとおりだと思います。

○阿部(助)委員 ところが、政府は、経済社会の発展の現段階において、一口に租税法律主義といつても、なかなか厳格に実行ができない、こう思つておられるんじゃないかという感じが、私はいろいろな税法等を見てするわけでありまして、そ

れとも、この原則は厳格に守らなければならないと思つておやりになつておられるのかどうか、もう一ぺん確かめておきたいと思ひます。

○水田国務大臣 租税法律主義は守らなければならないんですが、ただ、その場合、税の仕組みについての基本的事項というものは、むしろ法律によつて規定されたい、他面、課税関係にたくさん見られる専門的、技術的な事項とか手続ということになりますと、法律で全部きめるんじゃない、法律でその骨子をきめた後に、内容の詳細を政令で規定するというようなことも必要であり、またそれが国民にもわかりやすい法令体系ということになりまして、そういう点について一から十まで法律できめなければならぬというものはないと思ひます。その大筋の基本的な事項を法律できめるといふことではないかといふふうに考へております。

○阿部(助)委員 専門的、技術的といふことでお逃げになるようでありまして、そこはやむを得ない。そういう技術的な問題は、私もわからぬではないのであります。しかし、何か形式的なところだけやつておつて、実質的なところはみんな政令だ、あるいはまた大臣告示だ、こう逃げられては、これは租税法律主義の原則がくずれてしまふといふことで私は申し上げておるのであつて、その点は大蔵、異存がないと思ひるのであります。

そこで一つ、これは具体的な事例であります、これは三月十五日の新聞でありますけれども「合併優遇税制の適用」といふ見出しで、今度は自動車ははずす、そして新たに紙パルプ、紡績をこれに入れる、こういう新聞が出ておるのでございますけれども、これはほんとうでございませうか。

○高木(文)政府委員 特定合併のどういふ業種——特定合併というのは、合併をすることが現在の産業界、当該産業界のみならず全般として望ましいという場合に割り増し償却あるいは登録税法上の登録税の軽減を行なうものでございませう

が、その場合にどのような産業について合併を奨励すべきかといふことについては、現在の規定では租税特別措置法の四十六条の三に基づきましてその範囲を行政府にまかしていただくという形になっております。確かにただいま御指摘の特定合併の範囲をきめるといふような分野、それを直接法律で定めるべきものか、あるいは政令を通じて行政府に一応この判断をまかせらるべきものかという限界の問題になるかと思ひます。ただいま御指摘ありました業種の指定の問題につきましては、鉄につきましてはすでにその必要はないのではありませんかと考えられます、それから紙パルプ業界等につきましては、いままでは特定合併の対象としてはおりませんでしたけれども、近來いろいろ業界の実情等からいって合併が望ましいといふことが判断されておりますので、あわせて近々のうちに指定をするといふことで予定をいたしておることは事実でございます。

○阿部(助)委員 いろいろ言われるけれども、この新聞に出たこの方向で進んでおることは間違いないですね。——これはなるほど法律を見ると、政令に委任しておるものであります。だから、それ自体があまりにも大幅に政令に委任していったんでは、国会審議というものは全くこれは形骸化してしまふんじゃないか。しかも、こういう問題が新聞では早くわかるけれども、国会議員が租税特別措置の審議をやつておる最中でも、国会のほうではあとでわかる、審議の実際の問題にすらなり得ないような形で処理されていく。これはあとでお伺いをしますけれども、これをやられたんでは租税法律主義といふことにはならぬんじゃないですか。

これにはいろいろ見ますと、明確の原則なんというものは、おおよそ縁が遠いでしょう。どれを見てもそうなんですけれども、合理化機械等の特別償却なんかについていふと、何でも政令で定める期間内に云々、政令できめると、こうなつておる。次のページをめくつてみますと、企業合理化促進法六条に規定する政令で定める重要産業に属

する云々である、二は政令で定める云々となつてゐる。もうとにかくこの法律を見ると、みんな政令に委任しておるといふのもいいくらいです。それでは、こうなると今度はその政令は、皆さんの直税関係法規集(Ⅱ)の三三三ページ、三三三ページを開いてごらん下さい。今度は政令に委任したものが大臣の告示というか大臣が指定するものといふことで、これがべつたりあるわけでありまして、私の赤いしるしをつけたのは、みんな大臣の指定になつておるのです。

これを見てもなかなかわからない。しかも、それは大臣、政府当局の一方的な判断で幾らでもワクを広げられる。それは大ワクは法律できまつておるとおっしゃるだらうけれども、これでは皆さんが言う租税法律主義なんというものは全く形骸化されたものにすぎないじゃないですか。大臣、その点で私はどうも技術的なものがあるいはやむを得ない問題もあると思ひます。だけれども、こういう形で法律がしり抜けになつて、特に何かの法律と違つて租税という税法にこれだけ大きなしり抜けにいくといふことにやはり大きな問題があるんじゃないか。しかも特に特別措置といふこの法律が、大臣御承知のように、税の公平を害してもその時点における産業の振興であるとかあるいは経済の動向にそれなりに即応しようといふ考え、私たちはそれには反対なんですけれども、政府のほうではそういう判断に立つておる、こういたしまして、それだけにこれはなるだけ厳格な法律主義をとらうというのが、私は民主国家の税制のあり方だらうと思ひるのでありますけれども、大臣はいかがですか。

○水田国務大臣 この特別措置は、いまおっしゃられたように、公平の原則についての例外でございまして、したがつて、これこれの政策目的のためにこういう例外的な特別措置をとりたいという税の仕組みの基本事項が法定されておれば、その他の、どの業種を適用するかというようなのは、ある程度政令にまかせなかつたら、この特別措置がもとより産業政策の一環を税制を通じて

行なおうとするものでございますから、経済界の
変動とかいうようなものに依りて弾力的に運用が
できないということでございますので、私はそう
いう点、基本的事項が法定されておれば、これは
ある程度政令に譲らなければ弾力的な運用ができ
ない。同時に問題は、この改廃を常に見直すとい
う、このことが必要であって、慢性化されないよ
うにすることが大事で、その点が十分気をつけら
れるのでしたら、これを適用するときには、ある
程度政令で行なえるという弾力性を持つことが、
制度の性質上やはり必要じゃないかというふうに
も私は考えます。

○阿部(助)委員 私は大臣のいまの御答弁は、実
際答弁にならないと思うのであります。私も全部
法律で定められるとは言っていないのでありま
す。しかし、法律で定めなければいかぬ問題が常
にあるわけでありまして、そうして大臣がきめよう
と思えば、まだ法律で定める範囲はうんとあるわ
けであります。それをできるだけ政令に委任し、
政令は大臣告示、大臣の指定にまかせるというこ
とになつてくれば、全く法律は骨抜きで、さるで
あります。政府の一方的な見解によつて、業種が
次々とふえていくのであります。

〔委員長退席、丹羽(久)委員長代理着席〕

そうして毎年常これを直直すと言つけれども、
あとでゆつくりとお伺いをいたしますが、一体皆
さんはどのような見直しをされたのか、われわれ
にはわからぬのであります。

それならばお伺いしますけれども、大臣、もち
ろん皆さんに提案権はあります。だけれども、最
高の判断する機関は一体どこなんです。国会
じゃないですか。

○水田国務大臣 税法の最後の判断者は国会で
ございます。

○阿部(助)委員 それならば、見直しだとか、見
直していただくその判断もまた国会がこれは担当す
べきだと思つておられます。その国会に皆さん
資料を提出したことがありますか。局長、そのと
きにどういふふうには見直しした、またどう見

直していく、このことについて、皆さんはわれわ
れに判断の素材を出したことがありますか。ない
じゃないですか。それで国会は判断をしろと、こ
うおっしゃつても、実際はこれはできないじゃな
いのですか。最高機関だと皆さんがおっしゃるな
らば、最高機関にまず判断の素材を出すべきだ、こ
う思うのですか、どうですか。

○高木(文)政府委員 かねがね、政省令について
の内容が随時国会に示されなければ、税法関係の
実態が把握できない、よつて税法の審議等にも支
障があるという御議論は、当委員会においてかな
り前からございました。そこで従来からのいわば
事実上の慣例では、毎月政府のほうで出します政
省令につきましては、出しました月の翌月に当委
員会の理事會に御報告をする、御連絡する、こ
ういう取りきめになつておるわけでございまして、
そういう形で実行上どういふふうに改廃が進んで
いるかというところを見ていただくということで、
今日まで進んでいるというふうに了解をいたして
おるわけであります。

○阿部(助)委員 それは事後報告でしよう。

○高木(文)政府委員 何を政令で定めるかとい
うことは法律でおきめいただくわけでありま
すが、政令をきめるのは閣議で定められるというこ
とで、行政府の権限ということになつております
から、当然事後報告になります。

○阿部(助)委員 だから、そういうものを
おきめるから、法律をつくるにまかしてしまふ
と、法律をつくるにまかしてしまふと、予見を
される政令の要綱ぐらゐは当然国会に出すのが
国会尊重というか、国会の審議、国民のための審議
をする要件だと、私は思ふのです。それを全然
しないで、法律はまあまあしうとだから目を
ごまかしておけばいいやというのなら、これは私
は問題があると思ふのです。

それならば具体的にお伺いしますけれども、今度
もいろいろと修正をしております。これは一つ一
つやつていけば一週間もかかります。局長、この
電子計算機の特別償却で、五分の一から四分の一

に変更しましたね。これはどういふ理由で四分
の一にしたのか、五分の一ではなげいかぬのか、四
分の一にしたらこれはどういふ経済効果があるの
か、その検討をされて変更されたのだと思ふので
すが、その変更の討議の資料、効果、そういうもの
をひとつ出してもらいたい。一つずつやりま
す。

○高木(文)政府委員 資料として御提出いたしま
す。

○阿部(助)委員 はか、多少続けますけれども、
その資料を見てからこれはまた質問することを認
めていただきたいと思います。

○丹羽(久)委員長代理 はい。

○阿部(助)委員 船舶は五分の一から三分の一に
大幅に引き上げている。これはどういふわけであ
るか。

○高木(文)政府委員 従来から船舶の特別償却の
率がいかにあるべきかというところについては、関
係行政庁と私どもの間にかねがね議論がございま
したが、これまで私どもとしては、通常の償却
率に對し、特別償却の基準的償却率である三分
の一まではどうかという主張をしておつたわけで
ございます。ただ償却率は機械と船舶とはだいぶ
違ひまして、船舶のほうは、御存じのように、機
械に比しますとたいへん長いわけでございまして
で、その趣旨からいいますと、機械等の特別償却
を認めます場合の標準的償却率が三分の一である
からといつて、船舶についても三分の一にするこ
とは、他の償却とのバランス上、少し甘過ぎるの
ではないかという私どもの主張であつたわけでござ
います。が、今回、御存じのように、各種の輸出
奨励税制が廃止されることになりました。輸出奨
励税制が廃止されることになりました。輸出関係
の業種としては、いろいろな意味で経理面で影響
を受けるわけでありまして、最近外貨が非常に多
なり過ぎるということが問題になつております
が、かねがねわが国の輸入輸出物の日本船によ
る引き取り率が低いということが問題になつてお
りまして、なお一そう海運の振興をはかる必要が

あるといふことは一方において問題があるわけ
でありますので、一方において輸出振興税制を整理
すると同時に、海運業界の體質を弱体化せしめな
いという配慮が必要であらうという要請が認めら
れますから、かねがねの船舶の償却率についての
両側からの議論というものをこの際われわれとし
ても考え直して、いままでは償却上若干有利
な扱いにすることもまたやむを得ぬではないかと
いう考え方をとつたわけでございまして。

○阿部(助)委員 この船舶関係、佐藤さんの造船
汚職の時代から融資は特別なめんどろを見て今日
まで続けてきているわけですね。開発銀行、毎年
毎年たいへんな額、たしか昨年も一千億近い金を
出したはずであります。そういうふうによつてお
る。それで五分の一から三分の一にしたら、それ
ならばどれだけの金額——私は個々の問題に入り
たくなかつたわけけれども、皆さんの行きが
かたくながたない、入りますけれども、それなら
ば、計数をちゃんと示して国会審議のできるよう
に、皆さんはなぜその資料を出さないのです。そ
れくらいのもは当然出すべきじゃないですか。
いまのあなたの説明だけでは、国民はちつともわ
からない。国民のわかるように、ひとつその資料
を出してください。

○高木(文)政府委員 ただいまの五分の一と三分
の一の差額の問題は、いづれにしても特別償却率
は非常に重要な問題でございまして、法律に規
定しておるわけでございまして、それは先ほど来
御指摘の政令委任事項ではないわけでございま
す。

次に、それらによりましてところの軽減の額につ
きましては、これは先般来御提出いたしておりま
す租税特別措置によるいわゆる減収額、あの一覽
表の中に計上されておるわけでございまして。
○阿部(助)委員 高木さんどこであれしておるの
ですか。

「一つもわからない」と呼び、その他発言す
る者あり」
○丹羽(久)委員長代理 お静かに願ひます。

○高木(文)政府委員 「租税特別措置による事項別平年度減収見込み試算」の第四項目に「技術の振興、設備の近代化」その中の四番目の「合理化機械等の特別償却」の中に包摂をされておるわけでございます。

○堀委員 ちよつと関連。いま局長が前段で答へられた、今度輸出増し償却を廃止をしたから、それのある程度の見合いとして、船舶の特別償却を五分の一から三分の一にしたと言われるのですが、輸出増し償却に関連しておられるのならば、そのものが輸出増し償却にしておられるのですから、造船会社の話というなら、私は輸出増し償却をなくしたために、それにかわる何らかのフェーバーを与えようというならわかるのだが、ここには十二として、「政令で定める海上運送業を営む法人」「当該事業の経営の合理化に資するものとして政令で定める船舶」、こうあるわけですから、輸出増し償却には無関係ですね、このこと自体は。だから、それはいまの後段であつたが、邦船による積み取り比率を高めたといふわけは、私は了解をするけれども、前段の輸出増し償却の関連は、これは関係がないと思ひますが、どうですか。

○高木(文)政府委員 海運会社といふまでの輸出奨励税制との関係は二点ございまして、輸出増し償却とそれから技術等海外取引の所得控除と二点ございまして。割増し償却は、最も典型的には物を輸出をいたしました場合に、その輸出に基づきますところの所得について、その企業が持つておりますところの設備の償却率を割増しをするというわけでございますが、海運のように外貨手取りがあります場合にも、物の輸出と役務の輸出という概念から、外貨手取りがありました場合には、それを普通の物の輸出の場合と同じように、やはり持つております。ただいま船と申しましたが、船以外の設備全体について割増し償却が働いておったわけでございます。その割増し償却が働くとともに、技術等海外取引の所得控除が働くと、今回なくなりました。

輸出奨励税制のうちの大抵七割ほどなくなつたわけでありまして、海運関係は全部なくなつた、こういう関係でございます。

○堀委員 そうしたら、おっしゃった割増し償却のどこに書いておられますか。私もこれを見当たらなかつたのですが、法律の関連するところをちよつと読んでください。

○高木(文)政府委員 今度改正になつてなくなりますが、現行法の四十六条の二が法人のほうでございまして、「青色申告書を提出する法人の」これこれからこれこれまでの「期間内の日を含む各事業年度の直前の事業年度」カッコを飛ばします、「の総収入金額のうち」——そのところが問題なんです。海外取引及び技術等海外取引による収入金額がある場合には、「この「海外取引」といふのは普通の常識でいう輸出でございまして、「技術等海外取引による収入金額がある場合には、この「技術等海外取引」の中に、海運の物の輸送による外貨を手取りをした部分が入つてくる。「技術等海外取引」の概念はまた別の項で定義つけておる。こういう関係でございます。三項で「第一項に規定する技術等海外取引とは、次に掲げる取引をいう。」その五号に「外国航路において行なう輸出貨物の運送」という事項がございまして。この五号によつて、この三項で、物を運ぶという行為が「技術等海外取引」の中に包摂され、その技術等海外取引による収入金額がある場合には、割増し償却があるということでは、先ほど冒頭に読みましたことでございます。

○堀委員 了解。

○阿部(助)委員 まあいまのように、局長もよくわからないうちのものを国民にわかるわけがないですね。しかも見直し、見直しといつて、大臣もおっしゃつておられるけれども、いまの話のようにどういふ見直しをして、どういふ経済効果があるのかというものをはっきりしないまま次から次へと特別償却を大きくしていつていっているわけですね。

見直しというのは、大体公平の原則を害しておる特別措置は見直しで、だんだん減つていくのだと思つておつたら、皆さんのほうの見直しというのは、毎年検討して見直ししておるということでは、これはだんだん特別措置の数はふえていくわ、内容は大きくなつていくわというのが、これが見直しということになるわけですか。

○高木(文)政府委員 四十七年度に限って申し上げますと、輸出関係のもろもろの特別措置を大体七割ないし八割程度整理をする、それから貸倒引当金について、引き当て率を下げるということをしたわけでありまして、一方において、たまたま御指摘のようないろいろの処置をとることにしたわけでございますが、全体として見ますと、たとえば住宅対策であるとか中小企業対策であるとかということにも十分考えたつもりではございまして、なお御指摘のように、いろいろの産業関係の特別措置には全く何らの措置をしないといふことも、現実問題としてなかなかできないわけでありまして。全体の数字の出し入れを見ていただきますと、従来から比べますればもっぱら産業向けに機能しておつた額を減らして、そしてその相当部分を直接産業向けとはいえないほうに向けたいということでありまして、さらにそれを新しく産業向けにすることをしないで、全部その他のほうへ回すべきではないかという御意見かと思ひますが、方向としては漸次そういう方向に向くとしても、一挙にそれをやるということとは私どもとしても非常に困難であると思ひわけでございます。

○阿部(助)委員 じゃ、そのだんだん産業向けの分を減らしてどうのこうのとおっしゃるけれども、それならば、これはほんとうは租税特別措置がなくなると、税法の改正でおやりになるのが原則的には私は正しいと思ひます。そうして、いまもっぱら産業向けのものを減らしておつたが、金額においても件数においても私はだんだん産業向けのものが多くなつてきておるのじゃないか。局長のお話がありましたから例

をあげますと、特に私は佐藤内閣になつてから、ほんのわずかな特殊な大企業向けの特別措置がほとんどふえておるといふことだけは間違いないのじゃないですか。

たとえば電子計算機の製造会社は大体六社であります。これが活用してある電子計算機の買戻準備金、しかもこの買戻準備金を企業で見ますと、日立製作の場合には四十六年九期期の純利益が二百八億、電子計算機の買戻準備金、これが八十億ある。これだけ大きなものを、この電子計算機の買戻準備金なんというものは全産業の中で六社でしよう。こういうものをあつくりになつた。原子力発電の工事の関係、設備の特別償却、これを見ますと、関西電力の例をあげますと、四十六年九期期の純利益が百十億であります。原子力発電工事の特別償却が百億あります。これだけいふやうなものを活用してある会社は、関西電力と東京電力の二社くらいじゃないですか。せいぜいこれから出てきて九電力に原価くらゐなものなんです。十社くらいなものなんです。そういう特殊な大企業に対してのみ恩恵を与えるという特別措置が次から次へと出てきておる。特にこれは佐藤内閣になつてからの特徴的な特別措置です。まだあるのです。株式の損失、これは株屋さんだけです。

こういうものをあげてまいりますと、次から次へと数々あるのです。これは税調でも、「特に租税特別措置については、個々の政策目的の合理性の判定を厳格にし、その効果に不測の検討を加えることにより制度の流動的改廃を行なうこととし、特別措置の既得権化や慢性化を排除する方針を堅持することが必要である。」こう述べておられるけれども、皆さんは見直した、見直したと言ひながら、さっきのように償却はほとんど上げている。一般の国民のために新しい何とか特別措置をつくつたやうなことをおっしゃるけれども、そうではなしに、金額の面においてはべらぼうに大きい、そして活用するのはごく限られた何社というやうな特殊な大企業だけが恩恵を受ける、こ

いう特別措置が次から次へとつくられて公平の原則を害していることをまず皆さんは認識をしないのですか、どうです。

○高木(文)政府委員 特別措置がそもそももろもろの政策の誘引措置であるところからしまして、どうしても特定の産業あるいは特定の企業に片寄る傾向を持つことは否定できない事実でございます。まさにただいま御指摘がございましたように、電子計算機の問題であるとか原子力の問題であるとかいうのは、わが国が産業界全体として見た場合に最も立ちおくれおる分野であり、そして最も早く追いついていかなければならぬ分野であるということからいたしまして、むしろある意味ではそこに奨励措置が導入されるべきであるという考え方があられるわけでございまして、そういう原子力なり電子計算機なりについての奨励措置というものを否定されるということになりますと、おっしゃるとおりでございますが、それを何らかの形で進めていくべきだという前提に立つてものを考えるのであれば、税制としてもある程度公平の原則といえますが、そういうものを多少犠牲にしてもやむを得ないというのが、租税特別措置の性格ではないかと思うのでございます。

〔丹羽(久)委員長代理退席、委員長着席〕

そこで、一方において、ただそれが慢性化してはならぬということでございまして、その意味からいいますと、すでにそれより以前に設けられました、五年、十年前には意味がありました政策的な措置でその後残っているものをやめていく。そのかわり、新しい時点において必要なものを起こしていくということがこの際としても最も重要であるというふうに認識しておるわけでござい

○阿部(助)委員 どうも局長はこじつけられておるみたいですね、それじゃ、幾つなくして幾つなくしたか。

○高木(文)政府委員 これは数の勘定のしかたがいろいろあるのですが、創設しましたものが十二、廃止しましたものが十一、これは四十七年度

改正分でございます。

○阿部(助)委員 局長、税務当局としていまの発言は私はおかしいと思うのですよ。たとえばごく少ない電子計算機の会社六社のために、この電子計算機の企業の発展、技術の開発が必要だ、だから税法でやるんだ、こうおっしゃるけれども、これぐらいの数のものでどうしても政策的に必要なれば税法だけじゃない、ほんとうならばこれは明確な補助金で出したらどうです。そうすれば、そのかわり会計検査も受けなければいかならう。国会で予算の審議もあるでしょう。国民の目にこれは明確にわかってくるわけであります。ところが税金でやられれば、会計検査もない。企業の側からいけばこれはたいへんに都合がいい。しかし国民の側からいけばこれはたいへんに困ったことである。私はそういう点で、いま局長がおっしゃるやうに何らかの形でこの企業を育成しなければならぬというならば、これぐらいの数の少ない会社の場合には明確な補助金でやったらどうです。何も税制を、体系を乱して、そうして税制の一番大切な原則でありますところの公平の原則を乱してまで税制でおやりになるなんという立場は、主税局長の立場からいっておかしいと思うのですが、どうです。

○高木(文)政府委員 おことばではございませうが、電子計算機の問題というのは、この一年間非常に重要な問題として議論したところでございまして、御存じのように、電子計算機の自由化ということについてはアメリカからは非常に強く求められたわけでございますが、私もよくわかりませうけれども、先端産業である電子計算機を日本が持つて、産業界として自分自身で高い水準を維持するということは非常に重要なことだという前提に立つて、自由化の時期も本分については若干おくらすということをやっておるわけでございまして、きわめて短期間に追いつけ、追い越せというこでいよいよやっておるものと思ひます。措置といたしましては、まことに申しわけありません、詳しく存じておりませんが、税制上だけでは

ないはずでございまして、開銀等の融資なども含めてかなり電子計算機にはやっておりますのでござい

ます。

なお、ただいま御指摘の電子計算機の買戻準備金につきましては、これは私どもは税制上必ずしも特別措置の中で非常に異例、特別のものとは実は考えていないのでございませう。電子計算機は次々次々新しくなっておりますから、新しくなつてまいりました場合には、ユーザーのほうはさらに新しい機種のものを買戻すことになつてまいりますので、機種の更新に伴ひまして買戻しの必要が起るということ、従来は準備金の率を若干引き上げたいということでございませう。企業会計上慣習がまだ完全をしていないというこで、企業会計のほうでは引当金として認められておりませうけれども、引当金にかなり近い性格のものでございませうので、他の準備金等と比較して、他の租税特別措置と比較した中で、決してこの電子計算機の買戻しの準備金が、税の公平の概念からいって著しく租税特別措置の中でもないわゆるお行儀の悪いものだということではないと私は考えているのでございませう。

○阿部(助)委員 局長、私は原則的にできるだけ税制は公平の原則を乱さないようにという基本的な姿勢をとるべきだ、こういうことをいっておるのに対して、個々の問題まだありますけれども、そういう基本的な姿勢を私は要求しておるので、そのことではどうかということなんです。

○高木(文)政府委員 実は、租税特別措置に関しましては、いろいろと各方面から新しい措置をとつてほしいという御要求、主として関係行政官庁からございませう。その中で、一面におきましては租税の立場からいまして、まさに先生御指摘のように、公平の概念から見て著しく公平を害するということにならないようにということには常に配慮をしておるわけでございませう。もちろん一面において政策上の現時点における重要性というこも必要ではございますが、私どもは私どもなりに税制上の公平を著しく害してはならぬとい

うことではございまして、ただいま御指摘ありましたようなことは日ごろから心得ているつもりではございませうが、今後ともそのような心がまえで臨んでいきたいと思ひます。

○阿部(助)委員 皆さんの「昭和四十七年度租税特別措置による減収額試算」ですか、これを見ましても、異質な増収分を除くと六千億にもなる。そこへ地方税のはね返りなんて入れたら、これは七千五百億ぐらいになるのじゃないですか。申告所得の三分の二にも達する大きな金額をこへまけてやっておる。そして物価の上昇する中で所得減税はいたしませんなんていって、これは増税です。納税人口を見ても、これは明らかに大衆課税、増税なんです。そういうものを勤労者大衆にはかぶせておいて、そして特殊の大企業だけが恩恵を受けるようなこういう特別措置を次から次へとつくっておる。もちろん産業界は自分の利益のためにできるだけ税金をまけてもらつたほうがいい、あたりまえのことです。しかし問題は、課税当局としてどういう基本姿勢をとるか、どういう姿勢をとっておるかということが一番大切だと私は思うのですが、いま最後の局長の答弁は、基本的にはなるだけ公平の原則を守りたい、こをおっしゃつたけれども、それまでの答弁は何かやむを得ないというやうな形、しかもその判断は国会が最後の判断をする場所だと私は思うのです。しかしその判断をする場所に対しては皆さんはさっぱり資料も提出しない。これはどういうことなんです。一体、国会をどういう機関だと考えておられるのですか。私はそこが一番不満があるわけでして、これは次官、どうです。政務次官にひとつ伺ひたい。

○田中(六)政府委員 たびたび、阿部委員御指摘のやうなこともあるかも知れませうけれども、私どもはいたしましては、税制は一つの産業にだけ片寄つてこれを保護するということではなくて、たとえば公害対策とかあるいは寡婦あるいは老人、そういうやうな対策についても税の面で住宅とか、そういうことも配慮して公平の原則には

反しないような基本的な考えを持っておるわけでございます。

国会を無視してないか、最後の判定を下すのは国会なのではないかとございしますが、私どもは、手順をいたしましては税制調査会とかあるいは各党のそれぞれ税に関係する審議会あるいは会議で資料を要求されて社会党にも出しておるわけでございます。別に皆さんに資料を提出するのを手を抜いておるつもりはございません。要求されればいつでも出すつもりでございます。また法案を出した場合は、国会で納得のいくように審議をしていただくという方針はさらさら変わりはありませんので、そういう気持ちでずっとやってきております。

○高木(文)政府委員 多少補足して申し上げさせていただきますが、ただいま御指摘がありましたように、特別措置による減収額としてお示ししました数字は四千七百三十億でございます。阿部委員がおっしゃいましたように、交際費非課税の問題をマイナスしておりますから六千億になるのではないかと、そういう見方をすれば確かにそういう数字になります。ところで、この四千七百三十億という数字は大体五六%くらいが企業関係外で四四%が企業関係ということができると思われます。企業関係のうちでは大企業と中小企業とどっちが多いかということになります。これはそもそも特別措置のメリットの計算が困難である、非常にたくさんありますので、そういう区分は非常にむずかしいわけですが、数が多く関係もありますけれども、全体としてはやはり大企業よりは中小企業の方がメリットをよけい受けておるといふことではございします。それから長期に見ますという問題ではございますが、昨年とことしとを比べますと、輸出振興税制を整理をしたという関係上、大企業のほうに対するメリットは減つて若干中小企業に対するメリットがふえておるといふ関係になっております。従来からも、また本日御指摘のように、確かにいろいろな問題がございしますし、御指摘のような観点を十分

織り込んでわれわれ日ごろ特別措置に対処していかなければならぬと考えるのでございまして、残念ながらその願望に一年でどういふふうな急に変わりましたというところは申し上げかねるのでございますが、方向としては申し上げる方向で私どもも努力をしておりますつもりでございます。

○阿部(助)委員 皆さんも主観的にはいろいろ努力をされているようにおっしゃるのですし、資料も要求があれば出す、次官はこうおっしゃるのですけれども、法案を制定を願うときには皆さんのほうでいままではいろいろ使った資料くらいは当然出してくるべきじゃないですか。それはわれわれもできるだけの勉強はします。国民の負担にこたえない。しかし、そう何もかにもどういふ資料があるかなんというの、大蔵省へ行つておるわけじゃないのだからそんなものはわかるはずがないですよ。出せといつてもなかなか出て出さないじゃないですか。こういう検討をいたしましたという資料くらいは、あるものは当然出さなければならぬ。要求があれば出すのではなしに、皆さんのところにある資料は出しますね。次官の、要求があればというの、私、気に食わないのです。

○田中(六)政府委員 大蔵省が検討しておる資料を全部出せというふうなことになりますと、いろいろ極秘事項もあるでしようし、それは保証しかねるのでございしますが、やはり要求もないのにどうしろ、こうしろということもちょっと困難ですけれども、要求があれば全部出すということだと思ひます。

○阿部(助)委員 しかし、実際要求されてもいままでは資料は出てこないじゃないですか。この委員会で広瀬委員からもあるいはほかの委員からもいふてもそのことで問題が出ておるわけでありまして、私、予算委員会ときも言つたら、大臣のほうは、償却の関係は税務署で全部把握はしておるけれども集計はしてないと言ひし、局長のほうは区別がつかないのだから出てこないのだ、しかしこれからは努力しますとこう言う。さらに税調等へ出しておる資料くらいは当然国会に出すべきではないですか。それすら出してこないのです。税調よりも国会のほうで最終的な最高の判断をする機関だということは皆さんも認めたわけでしょう。またこれは当然なことではしょう。税調へ出しておる資料すらわれわれに出さないということは一体どういうことなんでしょうか。これは当然出しますね。

○高木(文)政府委員 いまちょっと正確にお答えいたしかねますが、税調に出している資料で国会に出さないことはあり得ないだらうと思ひます。

○阿部(助)委員 それは要求をしたときに出すのですか、要求しなくても出すのですか、出しておるのですか。

○高木(文)政府委員 税調に出した資料と申しまして、税調の各委員の個人的資料とかいろいろなものもございしますから、全部が全部どういふふうな——あるいはまた出したといったのにこういうものが出てないといつてあてとてかられても困りますけれども、税調の審議過程において出しておる資料は当然当方から出すべきだと思ひます。

もう一つお答えしておきますが、実は四十六年八月のいわゆる長期答申のときの前に税調でたいへん勉強をさせていただきました。膨大な資料が本来的にわけてございしますが、その後年内減税等の事務がいろいろ重なつたりいたしましたために、実は税調へ提出しました資料そのものの編集、整理が今度はできていないということになっておりまして、私も自身も内部で早くつくれというところを急いでおるといふことで、あるいはそういう事情から税調先生方にも出してきておるものをまだ持つてきてないじゃないかという印象でお受け取りになつておられるかもしれませんけれども、今回の場合はいつもに比しますと資料の整理が事務的に内部でおくれているという事情があることを付言させていただきます。

○阿部(助)委員 その目録くらいはひとつ出してもらう。同時に法案審議の前でできるだけその資料

料は出して、私たちが国民の負担に少しでもよけいこたえたいといふことで勉強するつもりでおるのだから、それをあとで出されるというのでなしに、国会審議の前に出すといふことくらいは皆さんの当然の義務だと思ひますが、そういう点で努力をしてもらひたい。

もう一つは、いま局長は中小企業云々とおっしゃつたけれども、中小企業なら中小企業だけにやるといふなら私はわかるのです。しかし、日本経済がまた円の再切り上げなどといわれておる今日、私はこれからあげますけれども、大企業にこれだけ大きなめんどろを見る必要が一体どこにあるんだ。しかも一方、農業を見てごらんさい。米価の三年続きの据え置きだ、作付減反だ。私は全国はわかりませんが、新潟県だけに見た場合には、据え置きのとときに、直前の四十三年に千七百九十億の米代金があった。ところが昨年は八百五十五億。しかしこれを実際の物価指数でデフレートしていきまると、四割くらいの収入減なんですよ。そういう問題に対して何も手当てをしない。財界や大きな企業に対してはめちゃくちゃにめんどろを見ておるといふのも過言じゃないと思ひます。先日の藤田委員の質問でも、今度の為替差損の問題一つとて見たところ、税金の面におけるメリット、輸銀の面のメリット、こういうものであれだけ大きな金額をまけてやっておるじゃないですか。そうしながらいまの農業はどうなんですか。そうして農産物の自由化とくれば、まさにどうしようもない。いま皆さんは中企企業云々と言ひけれども、中小企業なら中小企業対策でおやりになればいい。少なくともいまのようなドルがたまって困るなんというふうな段階で、大企業のめんどろをこれだけ見る必要があるのかどうか。大体今日の高度成長政策、経済社会発展計画、このものはもう再検討すべき段階だと思ひますが、この点はいかがなんでしょうか。これは次官にお伺ひします。

○田中(六)政府委員 いままでは、いままでというか、数年前までは、高度成長政策で、国際

収支が四、五年前まで二十億ドルで足らぬ、足らぬということであつたわけでございますので、それに焦点を合わせるということもあつたと思ひます。そういう政策でやつてきたわけで、現在百六十億をこす外貨が蓄積された以上、方向転換、軌道修正するのは当然でございます。したがって、私も昨年から特に社会資本の充実、社会保障制度、そういうような面で政策を進めておるわけでございます。公共事業の拡大、そういうようなことをやつておるわけでございます。したがって、今回の予算もそういうこと、あるいは輸入の優遇制度につきましても大幅に改廃を行なつておりますし、考え方は行動のやり方としてはそういうことでやつております。

○阿部(助)委員 大幅に改廃したと言ひますが、どこを大幅に改廃しましたか。

○高木(文)政府委員 これは考え方でございまして、輸出振興税制については非常に長い歴史を持つておつたわけでございますし、先生のようなお考えもございまして、ここにおいては、わが国の経済体質からいって、今後とも引き続き存続すべきだという意見の方も決して少なくはないわけでございます。それを四十六年度の税制改正で大体四割くらい整理をいたしました上で、本来ならば三年延長するということで昨年の春の国会で御承認願つておるところを、まだ一年たつたたつたところ、さらに七割ないし八割というものを今回整理するということにいたしましたのは、額の多寡という点からいへばあるいはなお御異論もあるかと思ひますけれども、かなりその姿勢を示すもの、方向を示すものという事で評価をしていただいていいのではないかと思ひるのでございます。

○阿部(助)委員 皆さんは輸出増し償却の廃止をおしやつたのだと思うのですが、どつちかという皆さんは、ガット等から文句が出たりアメリカあたりから文句が出たときには、まことに簡単に直すやうであります。しかし、国内の批判に対しては全く耳を傾けないというのが私は今日

までの佐藤内閣の姿だ、こう思ひるのであります。なるほど今日まで一方では輸出第一主義をとつてきた、そして高度成長政策をとつてきたけれども、輸出第一主義のほうでは、確かに輸出の割増し償却を廃止したというやうな点で、私は何がしか改正をしたと思うのですが、高度成長政策の面については全然といっていいほど手直しはしてないじゃないですか。これは皆さんの資料で私が集計をしたのですから、あるいは数字で間違ひがあるかも知れません。しかもこれはあの貸倒準備金なんという金融機関の数字がこへ入つておりません。それで見ましても引当金、準備金、特別償却、こういうものの増加の割合というものはたいへんな勢いで大きくなつてきておるわけでありまして、四十二年には七千五百五十三億だつたのが四十五年には一兆二千七百七億、これはもうたいへんな伸び率であります。これこそ高度成長であります。そして民間設備投資の金額との割合を見ますと、四十二年ではこの準備金引当金、償却というものが占める割合は三五・三%、四十三年には二九・一%、四十四年には三九・一%、四十五年には二七・五%と、日本の産業の設備投資のおおむね三〇%にあたる膨大な金額が、各年ともこの準備金、引当金の金額になつておるわけでありまして、まさに私は高度成長をささえてきた一つの大きな柱だ、こう思ひるのであります。それはもちろん金融政策もあるでしょう。だけれども、この引当金、準備金、こういう特別措置というものが日本の高度成長をささえてきた大きな柱であることだけは間違ひがないのじないか。この数字もまたそれを示しておるわけでありまして、そういうことを考えると、今日高度成長の行き過ぎ、安定成長に移ろうということになるならば、まずこの特別措置の全面的な見直しをすべきだ、私はこう思ひのでありますけれども、これは政務次官からまずお答え願ひたいのであります。

○田中(六)政府委員 高度成長政策に大きく寄与した特別措置を全面的に見直しということでございまして、この特別措置を全面的に洗い直して見直して

しているのは事実でございますが、それをどの程度どのように改廃するかというところは、政策目的あるいは政策手段によつていろいろ変わつてくるわけでございます。私ももうそういう観点から、あまり成長政策が行き過ぎるといへんだということ、私は、私もいま現実に体験しているわけでございます。しかし、といって日本の産業は、「ひよわな花・日本」というのでプレジンスキーあたりが指摘しておりますように、他国と同じやうな考えがはたして日本に当てはまるかどうか。つまり資源がないのに小さな島に一億の国民がおり、高度成長政策はいけないということが言えるかどうかというところは根本的に大きな問題でございます。したがって、いままで一〇%以上の成長率を持つておつたのを急速に五%前後に持つていくことが、国内の経済の均衡上いかどうかというところは疑問でございます。やはり産業を成長させて、その果実、余つたのを社会政策に持つていくという考え方が基本的になければならぬ。この高度成長政策を否定し去るというのには、政府としてはやはり疑問があるわけでございます。政府としては必ずしも阿部委員の御指摘のとおり、全部直ちにこれをストップして、そうしてほかに振りかえるということ責任のある政府としては疑問の余地がございまして、この特別措置の改廃につきましても税の負担の公平ということに基本的には考えておりますが、やはりそのベースに流れるものは、責任ある政府といたしましては全面的にいまの政策を否定し去るということは疑問の余地があるかと思ひます。

○阿部(助)委員 何か私がたいへん無責任なやうな話をされるのだけれども、それならば私も少しそれは考えを改めてもう一べん追及し直さなければいかぬことになるのです。私は、見直し見直しと言ひけれども、いまこれを全部一べんに廃止できるとは思つておりません。だけれども、見直し見直しと言ひけれども、一体何を見直してきただのか、その見直してきた実態を国会に出せといつて

私は合点がいかないのは、当初は高度成長を安定成長に直すというふうに私はお伺いをいたしましたのでありますけれども、いまの答弁は高度成長は直すわけにはいかないんだということに私は受け取つたわけでありまして、そうすると、前の御答弁といふの御答弁とは、これは矛盾をしておるのではないか。この二つをまずお伺ひをしたいのであります。

○田中(六)政府委員 安定成長といふことの定義でございますが、これをどの程度が成長か、どの程度が安定成長か、あるいはどの程度が高度成長かといふことは、経済学者、エコノミスト非常に議論のあるところでございますが、私も、いままで行き過ぎた、つまり一二、三%の成長率を維持しようといふことはこれはもう考えておらないわけでございます。つまり五%前後がいいのかどうかという疑問、というのはやはりいままでの半分あるいは三分の一程度の成長率をもしも維持した場合は、当然失業率というやうな問題にもはね返るでしょうし、かえつて社会政策をやらなければならぬやうな社会問題を惹起するということも起こつてくるわけでございます。私の言ひは安定成長、つまりいままでの高度成長政策はいけない、しかし安定成長あるいはそれに準ずるものの成長政策、つまり産業の振興政策というものはやつていかなければならないというのが私の趣旨でございます。これは最初から言つております安定成長だといふ場合と少しも矛盾ないといふふうに考えます。

それから、見直しということでございますが、やはり私も毎年租税特別措置法につきまして、たくさんある法律でこれをどうしたいのか、あつたらいいかといふことは洗つておるわけ、そういう意味で見直しといふことを言つておるわけでありまして。

○阿部(助)委員 まず、この安定成長といふのが、学者の意見でどうのこうのと言ひけれども、それなら佐藤総理が安定成長といふのは、わけがわからぬけれども、まあ高度成長いかにぬから安定

成長だわい、こういうことでスローガンの上げた、そのようなあいまいなものなんです。佐藤さんの話は、ときどき約束を破るからあまり信用できないけれども、皆さん自体、これは関係並びに政務次官とおっしゃる方々までが安定成長というものは、高度成長がいかにぬから、学者の意見もいろいろあるんでわかりませんなという点で、これは安定成長を国民に約束されたのです。

○田中(六)政府委員 安定成長という定義がむずかしいというところは先ほど私も指摘したとおりでございますが、安定成長というものをもしも定義づけるとするならば、いろいろな方法がありましようが、私は国際均衡を維持しあるいは国内均衡を維持し、両者の均衡が維持できた経済政策じゃないかというふうに思っています。したがって、国内の均衡を維持するということは、やはり国民のすみずみまである程度生活も安定し、社会保障制度もある程度他国に、近代国家に劣らぬような政策もでき、それ以上また対外的にも輸出輸入で安定できるというようにないかと思えます。そういう経済政策を遂行するということは、非常にバランスのとれた経済政策を遂行するということは、国際的にも国内的にも非常にむずかしいのは現実でございます。といってそれを避けては通れませんので、私もそこを苦心の余地があるわけでございます。そういう意味の安定成長というならば、私どものいまのやっております経済政策並びに四十七年度予算に盛り込んでおる諸政策はそういう線で行っておりますので、それが私は安定成長のいまの政策だというふうに考えております。

○阿部(助)委員 ことばじりをとらえるようで恐縮でございますけれども、ほかの大臣、次官とは違つて大蔵政務次官でありますし、安定成長はこういうものじゃないかと思ひますなというあいまいな態度で臨んでおられるところは問題があるわけでありまして、これがほかの省なら私はあえてそれを責めませんけれども、一番経済の中核を

握る大蔵省の政務次官、それが総理大臣の安定成長もわからないで、じゃないかと思ひますというように答弁をここでされては困るのであります。私は、見直した見直しと言つても、一体その見直しと基本的な姿勢を先ほどから聞いておるのでして、私たちから見れば、なるほどいま輸出関係、ドルがたまたま困る、輸出が国際的に云々されておるとき、しかも皆さん自体が、あの円の切り上げを回避しようというためではありましようけれども、八項目の閣議決定されたあの中でも、輸出振興税制はこれを廃止の方で検討する、廃止したい、こうおっしゃつておつた。しかも見たところ、当然割り増し償却だけではなしにまたほかのこの問題も整理をするだろう、財界もまたそれを覚悟しておつたわけでありまして、新聞等によればもう覚悟しておつたわけでありまして、増し償却だけを廃止をした。そうして先ほどの局長の話じゃないか、それを廃止したので今度別のほうをあとこちみなふくらまして、大体財界のほうは差し引き損なしという対策をとつておる。これが皆さんの見直しという国民は納得をしないんです。私は安定成長に移行しようというならば、やはり高度成長政策の基本をなすという準備金、引当金というものを当然検討をしただろうと思う。その検討したある程度の資料、それは紙きれの一枚一枚まで全部とは言わないけれども、こういう検討をしたというならば、ある程度その検討したしるしをこへ出して、われわれもまたそれを検討します、判断の最高機関は国会だと、それならばわれわれにも判断の素材を提示しろ、こう要求しておるのであります。それなしに法案だけばつと出してこられて、われわれは国民の負託に十分にこたへるわけにはいかぬじゃないか。ことに局長以下は公務員なのだから、たてまえば中立の公務員なのだから、これは国会に当然そのくらのものは資料を出して、そうしてここで検討を願うということが正しいあり方じゃないか。それがまた、一番冒頭に私が強く言いましたところの租税法律主義という大原則、

そしてわれわれは公平の原則にできるだけ税制を近づけたという立場でこれが論議ができるのであります。その点はどうか。

○高木(文)政府委員 御質問に対するお答えとちよつとはずれるかもしれませんが、四十七年度の税制改正といつたしまして私どもが最も集中的に力を入れたのは、輸出振興税制の整理ということが一つ、それから貸倒引当金の引き当てるの引き下げと、もう一点は法人税の臨時付加率の期限が参りますのを維持することに仕事の焦点を合はしておつたつもりでございます。ただいま御指摘のように、いろいろ準備金がございます。引当金につきましては、これは企業会計なり何なりの考え方、いわば公認されたものでございまして、やや趣が違ふかと思ひますが、準備金はまさに税制上の特例といひますが、恩典措置でございます。したがひまして、準備金は当然毎年期限が来ようと思ひます、そういうことは関係なく、いわば十分検討いたすべき事項でございます。

もろもろの準備金につきましては、本年もある程度の検討をいたしたわけでありまして、最も中心になりましたのは、やはり輸出に關連がありまして海外市場開拓準備金についてであります。海外市場開拓準備金については、ただいま御指摘がございましたように、八項目の中でも取り上げられておつた問題でもございまして、私どももいたしまして最後までもこれは検討いたしたわけでありまして、最終的には通貨の調整幅が非常に大きいということがあり、その調整幅が非常に大きいことによつて、今後の日本経済の受けやすさ影響がどういふふうになつてくるかという点の見通しが十分つきかねる、今日でもそうでございますが、なお四十七年度の予算編成段階というものは非常にそれがつきかねる状況に陥つたわけでありまして、今後とも無秩序な輸出は退けられるべきでございますし、いづれ秩序ある輸出は続けられるべきでありまして、また、特定国に集中した輸出はいかが

かと思ひますけれども、いままでも輸出していない地域に対する輸出ということも考えられておるべきであらうというふうな見地から、海外市場開拓準備金については、なお様子を見ざるを得ないという結論に到達したわけでございます。その点がなまぬいではないかという御意見はあろうかと思ひますけれども、私どもとしては、一応そういう結論から海外市場開拓準備金については、期限も来ないことでもあり、なおしばらく存続ということにした次第でございます。

その他のいろいろの準備金がございますが、そのいろいろの準備金につきましても検討はいたしましたものもありません。それから検討するには、先ほど申しましたようなことではないかと思ひます。手をとられ、こつち手をとられてございまして、あまり手を広げ過ぎてもうまくないというところから、むしろ四十八年度に集中的に検討すべきだということでも譲つたものもあるわけでございます。実は弁解になつて恐縮でございますが、一つを整理するのとなかなか時間がかかることでございますので、そう一挙にはいかぬ、今後とも、その制度の趣旨、できまして当時の事情、その後変わりましたかどうかというところは一つ、一つ洗つていきたいと思つております。

資料を出すか、出さぬかというお話でございますけれども、実はもろもろの準備金について検討しましたもので、もし何ぶんか、なるほどこれは勉強したなと思つて見ていただけるものありとすれば、海外市場開拓準備金かと思ひますが、それ以外のものにつきましては、さほど集中的に勉強をいたしておりませんので、お出しすべきものもあまり十分整つていないというところでございまして。

○阿部(助)委員 海外市場の話にきたのでお伺いしますけれども、これは予算委員会でもお伺いしたものでありますけれども、これは確かに円の切り上げの直後でございますし、大幅な切り上げがどうなるかということで見通しがつかない、こゝろ皆さんおっしゃるのであります、その点は私

もれませんが、そういう意味からの検討もまた行なわなければならない。今後ともそういう点について十分配意してまいりたいと思います。

○阿部(助)委員　私は、大蔵当局が資本蓄積のために次々と特別措置をおつくりになつてきた。ことに先ほど述べたように、最近は大特定企業だけが恩典を受けるような特別措置がつくられる傾向にあるわけであり、私は、現行特別措置に三つの大きな問題があると思うのであります。

その第一は、租税法律主義をくずし、国会を輕視し、財界と大蔵官僚の結託をはしつて、大企業の税負担を輕減して、そうして財政民主主義

義の原則を踏みにじっている。これが第一であります。

第二には、高度成長政策を推進してきたおもな原因の一つであります。今日の日本経済の混乱をつくり出した原因となっておると思うのであります。

そうして第三には、大企業に集中的な減税を行

ない、実績主義でありますから大きな企業、大きな利益をあげるものほどより大きな特別措置の恩典を受けることは当然なのであります。そうすると、その公平の原則を踏みにじり、一般国民に対する重税の原因となつておると思うのであります。片方まけるだけで、国民には無縁のものではないのであります。片方に大きな税金をまけるといふことは、今度必ず国民大衆にはそれだけ大きな重税になつてゐるということでありまして、これは国民の重税を誘因しておる。私はこういう占で、皆さんがかりに日本の企業そのものを考え、

そうして税のワクだけを考へてゐた場合、あるいは善意かも知れぬけれども、知らず知らずのうちにこれは資本の大きな集中独占、そうして日本、これは海外での批判、そうして日本の軍国主義、帝国主義の路線を進む税制におちいつていくという不安を持つわけでありませう。そういう点で、私は特別措置を一挙に全廃を希望はするけれども、そうはならぬでしょう。しかし、ほんとう

これは真剣に見直すべきときに来た、私はこう考えるのであります。特に日本の経済の現状を踏まえるならば、大きな再検討の時期に来たと思うのであります。私たちもこれは真剣に取り組みます。

ちょうど時間のようにありますから、私の特別措置の総論を終わります。次に各論のほうに、また委員長から時間をさいていただくといいことにして、きょうの質問を終わります。

○斎藤委員長 本会議散会後直ちに再開することとしたし、この際暫時休憩いたします。

午後零時二十九分休憩

午後四時二十二分開議

○藤井委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。松尾正吉君。

○松尾(正)委員 大臣にお伺いします。

今度の租税特別措置の一部改正の理由説明によりますと、当面の経済情勢、社会情勢に即応した改正である、こういうふうにいわれておりますが、当面の改正であるということはそのとおりだと思ひます。

そこで、この問題に入る前に大臣に考えを伺いたいのは、すでに経済企画庁等におきまして、新全国総合開発計画の総点検、洗い直しをやらなければならぬ時期に来ているということ、年内じゅうに中間報告を目ざして開始をしております。さらにまた通産省等におきまして、円対策の柱として総合輸入政策ビジョン、こういうものを手がけ、すでに一部発表しておる、こういう段階にあるわけでありまして、先般行なわれたサンフランシスコの日米経済協議会等において、この席上で米側からは日米間の貿易収支の不均衡の改善がなされていない、こういう点や、それから日本の外貨準備がもう百六十億ドルをこえて、このまま行けばたまる一方だ、こういうことで非常に不満な態度を示すと同時に、円の再切り上げとい

うことは、ことばにはあらわれておりませんが、強かた、多かたというところは大臣もよく御承知のことです。そこで、現在の一部改正は、当面に即応するものとしてやむを得ないと思ひますけれども、こういった新全総の洗い直しや輸入政策等の総洗い直しというふうな状態とかみ合わせた税体系全般の洗い直しの時期にはもう絶対に当面している、こういうふうには判断しているわけですが、したがって、税調もすでに四月から出発することが予定されておりますけれども、これに對して新しい税体系の洗い直しの方向を大臣はどう考えておられるか。税全体についてのお考え方をまず冒頭にただして、それから入りたいと思ひます。

○水田国務大臣 御承知のように、租税特別措置につきましても、いままで日本の産業体質を強めるというところ、それから輸出を増進するというところの必要性が強かったために、そういう政策目的からなされた特別措置が多かったのでございまして、したがって今後はそういう方面の見直しが必要で、同時に、福祉政策への転換という方面からの必要な措置がまた新たにでてくると思ひますので、そういう中身をだんだんに変えていく見直しの仕事というものをこれから全面的にやらなければならぬ時期に来ているということは、私も全く同感でございます。

これをどういう形でやるかという問題でございしますが、これを税制調査会にその仕事をお願いするが、大蔵省自身においてその問題の研究をして、一定の結論が出たときに税制調査会にこれを諮問して意見を聞くというふうなことをやったほうがいいかという方針については、まだきまつておりませんが、やはり税制当局がまずこの問題と取り組んで相当の方向と結論を出してから税制調査会に諮問することのほうがいいのじゃないかというふうに私自身は考えています。

○松尾(正)委員 財政についても税制についても

水田大蔵大臣は非常に積極的な考えを持っている人というふうに私理解しております。いまの方向については、税制調査会に全然まかせっぱなしということにはあり得ないと思ひます。当然大蔵大臣が中心になって、基本的な方向がまず示される、こういう方向が当然しかるべきだと思ひます。ただここで、先般の本会議でも、二分二乗方式等もかねてから問題になり、相当論議されました、付加価値税というふうな問題についても相当論議されてまいりました。こういうことについて前回からの税調の答申を見まして、高福祉、高負担ということが中心になりました。政府では高福祉を実現するという名分でもって相当租税負担を強化されるのではないかと強い関心を持っていらっしゃるわけでありまして、したがって、輸入政策等が相当検討されて、こういって、輸入政策等が相当検討されているのですし、新全総等についてもかかる点は改正しなければならぬという方向もはっきりしている。したがって、この経済政策に今後大きく影響を持つ税体系のあり方について、いま大臣が何にも考えてないでこれから方向を選んでいくのだというところはあり得ないと思ひます。ですから、円の外圧を受けている、ことしの不況はどうなるんだということについて、国民は相当不安を持っている。その中で今後税の方向というものが国民に対してさらに強化されるといふようなことがあつてはたいへんだということに非常に強い関心を持っているわけですが、

したがって、いま方向を聞いたならば、税調にまかせるか大蔵省で取り組むかということになしに、方向等についてはもう少し大臣の考えているものがあるのではないかと思ひますので伺つたわけですが、本会議においても、二分二乗というのも非常にむずかしいのだ、付加価値税についても相当検討を要するのだということで、さっぱりどうなのが見当がつかなかったのもう一回伺つたわけですが、二分二乗でなくて、直間比率という関係はこのままでいいのかという具体的な問題について、大臣から積極的な発言等も前に

あつたことを私は記憶しております。したがって、そういうことも含めて考えを示してもらつたならば、次にたまたま提案になつた租税特別措置に移つてまいりたい、こう思ひますので、もう一度お願いしたいと思います。

○水田国務大臣 税制調査会の答申におきましても、将来の税制の方向というふうなものは答申されておりますので、その線に沿つた作業をいま私どもでやっておりますわけですが、その中でいわれますことは、今後の福祉政策の推進に伴つて、国民の負担というものが、やはりそれ相応にある程度上がらなければならぬという方向は、これは経済社会の発展計画の中でも二%程度の税負担増というふうなものはいわれておりますので、国民負担のあり方は、先進諸国に比較しまして日本が明らかに負担が低いことははっきりしております。これは社会福祉政策が進んでいくに従つて、ある程度負担がふえていくことはやむを得ないことだと思ひます。

そのときに、どういふ形で国民負担がふえていったらいいかということになりますと、基本的にはやはり国民の所得水準が上がらないと負担はしにくいということが一つございします。同時に、今度は税の体系問題でありまして、直接税と間接税の比率から見まして、今後は間接税の比率がもう少し直つていくという形で、体系を直していくということが必要であらうと思ひます。と同時に、税の負担がかりに大きくなつても、間接税による負担というものが税負担感をそう伴わないでいくものでございします。先進諸国においてはみなやはり間接税の持つそういう有利性を利用しておるのが現状でございします。したがって、一般消費税というふうなものを中心にする税のあり方というものは、やはり今後の税の問題として検討すべきであるというので、長期的な課題としてこの問題を取り上げて、いまこれと取り組んでおるところでございしますが、まだすぐに結論は出ておりませんが、早晩その方向の結論は出したと私は思つております。

○松尾(正)委員 まあ新全総等で一応の形が出来るが当然税体系についても構想がまとまると思いますが。いまでも無理でしょうから、その時点でさらにこれはただしてまいりたいと思うのです。

そこで、今回の租税特別措置法の一部を改正する法律案についてでありますけれども、この当面の経済並びに社会情勢に即応した改正である、こういう説明でございしますが、当面の経済情勢について大臣はどうお考えか、この点をひとつ御説明いただきたいと思います。どうも私が見る限り、今回のこの租税特別措置法の改正については、現在の経済情勢並びに社会情勢については相当手広く手をつけなければならぬものが多かった、こういうふうな考へておられるわけです。また、従来もそういう論議をしてきたわけでありまして、けれども、今回の特別措置の改正においては、経済情勢に即応した改正をやったとはいっているのですけれども、経済情勢に即応するための根本的な産業優先あるいは輸出優遇等の根本をどうもぼかしている。社会情勢に一応対応しているという名目だけは見られるわけでありまして、その本質的なものが大きくゆがめられているように見受けられます。現在大臣はどういう経済情勢を考へておられるのか、その点を伺いたいと思ひます。

○水田國務大臣 やはりいま対外均衡の問題が国際的には経済問題として一番むずかしい問題になつておるときでございまして、従来の輸出振興税制については見直しをする時期であることははっきりしておりますので、今回はまずこの問題から解決していくことを考へたということでございますが、今度の措置で一番大きな問題は、やはり輸出税制の見直しということであつたろうと思ひます。

○松尾(正)委員 対外的な経済情勢に対応したというのですけれども、その問題については少し後段で触れたいと思うのですが、基本的な問題から

先に伺つてまいります。

まず一つは、この租税特別措置全体について、先般私が本会議で質問したときに、総理大臣はこれまで年々これが漸増を示してきた、しかし、情勢に即応して漸次減らしていく方向をとるべきである、こういう質問に対して、総理大臣もそのとおりの検討を進めていく、こういう答弁をしております。したがつて、大蔵大臣も総理大臣と考へ方は違わないと思うのですけれども、この租税特別措置のいままでの経過を見ますと、昭和四十三年度に二千六百四十八億、四十四年度が三千二百二十六億、四十五年度が三千八百四十一億、四十六年度が四千三百九十四億、四十七年度が四千七百三十億円という見込みで、これを見ると、四十三年から四十五年までは五・五%ずつ増加しておりますし、四十六、四十七年度は五%増、こういう傾向を示しております。これを、総理大臣の答弁ですと、今後四十八年以降漸減の方向で検討し、進めるといふことですが、その考へ方と比率について、どういふ方向で減らしていこうとされるのか、これを伺いたいと思ひます。

○水田國務大臣 これはむずかしい問題で、漸減方針をとりたいというところは間違ひございませんが、いままでの動きを見ますと、昭和四十四年、四十五年、六年と見たら、平均して毎年二・〇%ずつ金額はふえていく。四十七年度は一・〇%ですから、金額の伸び方はいままでよりも半分になつていくといふことは言えると思ひますが、金額そのものは非常に大きくなつていくといふこととございまして、これは経済がどんどん大きくなつていくもので、たとえば生命保険料控除の対象額とか、あるいは価格変動準備金の対象となるたなほし資産などというものは額がどんどん大きくなりまして、したがつて、減収額といふものはどうしても増加を避けることができないといふような事情がございまして、したがつて、問題は金額というよりも、特別措置についての数といふことです。できるだけ政策目的を達したものはもうこれをやめるといふようなことで漸減するといふような方

向がいいのじゃないか。金額を減らすということでは、額が大きくなるので、なかなかむずかしい点がございますが、全体としてにかくふやさないことに苦心しているつもりでございまして、統計の上では遺憾ながら金額はふえております。しかし伸び率というものを減らすといふことは今後十分可能であるといふふうに考へます。

○松尾(正)委員 あのと総理も、漸次減らしていくといふことは、結局四十三年以降の比率をあげまして、こういう方向であるから減らさなければならぬであらうといふ質問に対して、これは減らしていく。減らしていくといふことについて、単に項目を減らすとか金額を減らすといふことは言わなかつたのですけれども、減らしていく方向でいくといふ答弁があつたわけですが、そうすると金額は、一つ一つの内容が、経済が大きくなつていくに従つてふくらんでいくのだから、金額は減らせないのだと言ふ。これでは総理と大蔵大臣の答へがまるっきり違ふと思ひます。あのときは、項目のことは一切触れないで、こういうふうに金額がふえていくけれども、これではいまの政策転換には合わないだらう、したがつて、これは減らすべきである、こういう質問に対して、減らすといふ答弁があつた。もちろん、これを減らしていくためには、項目も整理して減らしていかなければならぬけれども、ですから、大臣の考へ方が漸減の方向をたどるとしても、項目を減らすとするのか、あるいは確かにいままでの伸び率よりも、五・五%ずつと四十五年まで伸びてきた。それを四十六年から四十七年にかけて五%、さらに来年度以降は大幅に見きわめて三%ぐらいにまで持つていくのか、これがほんとうの、いままでの租税特別措置が政策に合わないとなつたから変更するのだ、減らしていくのだ、こういうことになつてくるのだ、いまの水田さんの答弁では、これは全然減らす方向での真剣な努力をするのじゃないか、まあそういう質問が出たから、方向としてはこうだがうにしか聞き取れないのですけれども、その点はどうですか。

○水田國務大臣 いま申しましたように、たとえば四十四年度が二・〇%ふえておるし、四十五年が二・一%ふえておる。四十六年度が一九・四%といふふうに、平均して二・〇%ぐらいの伸び率でありましたのを、本年は一・〇・一といふのですから、一・〇%ぐらいの伸び率で半減はしておりますが、金額は昨年よりふえておるというふうなことで、たとえば生命保険料の控除は要らない、こゝろでこれをやめようといふことになつたら、これはもう対象額は非常に大きいのですから、これはすぐに金額を減らすことはできませんし、やはり項目が相当影響することだらうと考へます。

○松尾(正)委員 本会議の答弁といふのはこうやりとりでできませんから、それじゃ、総理大臣がそこで答弁したことは、ほんとうにこの税といふものがわかつていないであらう答弁をしたのだ、わかつておれば、これは現実的には来年度何%というふうなことは示せないのだといふように解釈していいのですか。これは非常に意地の悪い聞き方で、こんなことを言いたくないのですけれども、総理大臣がこういう額を減らしていく方向でというのに対して、生命保険料を減らすといふ、そういう国民に結びついた問題をまずあげていくといふようなことは、これは非常に納得できない答弁です。

○高木(文)政府委員 本年度の特別措置の額につきましても、私どもといたしましては、まさに御指摘のとおり、あまりふやしたくないという気持ちももちろんあつたわけでございます。いま一・〇%ほど伸びておるではないかという御指摘でございますが、実は先般来問題がありますように、特別措置による減収額試算表のつくり方にも問題があるわけでございます。これは御存じのように、金融機関の貸倒引当金の引き当て率というふうなのは、特別措置としては従来からあつておりまゝなものでありますから、各方面から御指摘を受けて、いけば少し甘いではないかといふこと、何か考へたらどうかといふ御指摘を受け、今回の税制改正についてかなり中心課題の一つとなつてお

りました貸倒引当金の整理をやったわけでござい
ますが、その整理そのものはこの減収額表には全
くゼロに計算になっておりません。したがって、
この四十六年と四十七年と比べました場合に
も、そういう意味ではこの減収額試算表では減収
額がふえて、さっぱり整理しなかったじゃないか
というふうな表になっておりますが、それは昨年
まで貸倒引当金の制度そのものが本法の制度で
ございまして、これは実態は特別措置的なもので
ないかという御指摘もしばしば受けてはおります
が、本来、本法の制度であるということもありま
して、特別措置減収額に入れておりませんので
すから、それをこの表に入れるわけにはまいりま
せんので、そこでそういうものをのけて表をつく
りますと、いま言ったようなことで、昨年よりは
やはり減収額はふえるというふうな表になりま
す。しかし、そこらも実は考慮して考えていただ
きますれば、ことしはかなり経済の大きさが大き
くなるにつれて、どうしてもほううっておけば特別
措置がふえるというふうな傾向があるのに比べ
て、相当これを食いとめる努力をした、こういう
ことであろうかと思ひます。五百億足らず、四百八
十何億という増収になるわけでございまして、
そこらも見えていただきますれば、先ほど来御指摘
がありました特別措置的なものをだんだん減らし
ていこうという総理、大蔵大臣のお指図につい
ては、私もその線に沿ってやったつもりなんです
が、いまお示しがありました表は、先般参考と
してお示ししております減収額試算表からの御指
摘でございますので、その食い違いがあることも
お含みを願ひたいと思ひます。

○松尾(正)委員 しかし、試算表については先般
堀委員からありましたから、私、触れたくはないの
ですけれども、いただいた試算表で見れば、当
然こういう結果になったわけでは、したがって、
努力をされたということについては認めて、時間
がありませんから、次に進めたいと思ひます。
まず、輸出振興税制、これは大幅に整理をした
というのですけれども、この中で海外市場準備金

等、これが減収額五十七億、それから技術等海外
所得の特別控除、これが約百三十億余りだと思
ひますが、これを今回の税制改正では残されてお
ります。私は、いま外圧が非常に高い、輸出政策を
根本的にやりかえるというときには、むしろこの
輸出割増し償却とあわせて、もうわが国の税制
の中から、あとまた状況が変われば別ですけど
も、輸出振興税制という税の優遇措置は全部取り
はずすべきじゃないかと思うのですけれども、大
臣、残した理由と、やはり名前を残しておかなけ
ればならない必要があるのかどうか、この点につ
いて伺ひたいと思ひます。

○水田(文)政府委員 この円の切り上げということに
よって相当業界にも影響のあるときでございま
すので、輸出振興税制の本体である割増し償却や
税額控除という制度は整理いたしましたが、あと
の問題は、たとえばこの技術の海外取引所得の問
題、こういうものはひとり輸出という問題だけ
じゃなくて、国内の技術開発のために影響があ
ることでもございまして、また、海外からの技術を
輸入しようというときには、こちらからの技術を
提供しなければならぬというふうな問題が最近に
実際に上出ている問題でございまして、この問題
については次の問題として、税制改正のときの問
題としてこれは検討することにしようということ
にしましたし、また市場開拓準備金のほうは、こ
れは特別償却の対象になる償却資産が非常に少な
い商社とかあるいは中小企業というふうなもの
が実情でございまして、中小企業に急激な変
化を与えないというふうな意味もあって、この問
題の検討をもう一期延ばして、とりあえず中心で
あるこの二つの制度の整理をしようというふうな
ことで、この二つを見送ったというのが実際のそ
のときの実情でございまして、しかしこれは次の
改正のときまでに検討することにしたしております。

○松尾(正)委員 この制度が設けられたのが昭和
二十八年、技術輸出特例は三十九年、それから海
外市場開拓準備金は三十九年とそれぞれ十年
余りこういう状態をやつてきておるわけですが、
でも、当時は確かに外貨が少なかった。外貨を何
とか獲得しなければならぬという政策目的で設け
られたことはわかるのです。けれども、いまこの
輸出の問題が相当日米経済会議でも問題になつて
おるときですから、外圧に対する原因になつて
おるというふうな制度は、もし中小企業を守つ
てやるとしたならば何らかの方向で検討すると
して、とにかく輸出を振興するための優遇策だと
いうのはいまのわが国の税制にはもう削除すべき
が適當である、こういうふうには私は考えておるわ
けであります。今回、次回の税調で、改正のとき
に検討するということですから、ぜひそういう方
向で、輸出優遇というものはもう取ったほうがむ
しろいいんではないか。くだらぬところに円の外
圧を招くようなことは政策的にもまずい、こうい
う意味では私は全廃する方向をこの際提案しておき
たいと思ひます。

それから次に、交際費の合理化ということにつ
いても私はこの場で何回かやりましたし、大臣に
も触れましたが、今回はなぜこれが見送られたの
か。四十五年度にもうすでに一兆円をこしておる
交際費。これは当然全廃なんというところは考えら
れません。これは政策的に交際費というものが必
要なことは認めておりますけれども、あまりにも
この取りきめ方が、まあ、むずかしい面もあり
ますし、けれども、いままで何回か検討したい、
検討したいという方向でさっぱり手をつけないう
ところにこういう批判が集まっているのだらうと思
ひます。今回どうして手をつけなかったか、その
理由を説明していただきたい。

○水田(文)政府委員 いつも私はこの問題では同じ答
弁をしておるようですから、きょうは局長に答弁
させます。

○松尾(正)委員 だめだよ、大臣に聞いているの
だから。

○水田(文)政府委員 これはもう御承知のように、四
十六年度にとにかく一応の改正をいたしました、
改正したばかりでございまして、この結果を見
たいということ、現行法の適用期限が来年度の三
月までとまっておりますので、どうせそのとき
には何らかの改正案を考えなければならぬだらう
ということでございますので、本年度ですでに六
〇%、この否認割合を一〇%上げるといふこと
は、民間の会社には相当影響のあることだらうと
私は思ひますので、これがどういふ形をこの改正
以後とつていかうかということは今度十分見たい
と思ひますし、それを見た結果次の交際費につ
いてのはっきりした案を立てることがいいというの
で、四十六年度に改正したばかりでございまして
で、今年度は見送ることにしたということござ
います。

○高木(文)政府委員 多少補足して説明させてい
ただきますと、ただいま大臣が申しましたとお
り、四十六年度改正で否認割合を六割から七割に
改められました。その際に租税特別措置法上の期
限が四十八年の三月三十一日までということに
なつておるわけでありまして、有効期限二年とい
うことで改められたわけでありまして、確かにその後
も、法の改正後においてもいろいろ交際費につ
いては御批判があり、かついわゆる財源不足の事情
にだんだんなつておりますから、そのようにきめ
られたからといって四十七年度改正でそれを検討
対象にする価値は十分あるわけではございませ
んが、一方におきまして租税特別措置法において一
応期限をきめておるといふことの意味ということ
もやはりありますので、まあせつかく期限がき
まつておりますものをさらに途中においてそれを
直しますということは、今回輸出についてやつた
わけでございます。三年間のものを途中で手直し
をするということはやったわけでございますが、
絶対できないというのではないわけではござい
ますが、しかし、なるべくならば、やはり期限
がありますものは期限の途中であまりいじりたく
ないということが私も事務的な考え方でありま
して、もちろんしかしそうだからといって絶対い
かぬというわけではありません。ありませんが、

そういうようなことも一つの参考にしていただいで上司の御判断を願ったわけでありまして、私どももいたしまして、ちょうど来年は期限が切れますからそのときにはなお検討させていただきまが、ことしの事情は、多分に事務的にはそういうことに引っぱられる面が強かったということをおし上げておきます。

○松尾(正)委員 来年度時期が切れるときに手をつけるということでは、今度のこの租税特別措置については項目の削減をはかっているというところでありまして、現在租税特別措置が、これは非常にむずかしいのですけれども、所得税の上で何項目あるのか、法人税の上で何項目あるのか、それから純然たる租税特別措置で幾つあるのか、一体この資料を教えたからわからないのです、いろいろな資料を、どうしても主税局からはつきりその数を聞いて、どういう方向で減らしていくかをあつと伺いたいと思います。これは事務局に……

○高木(文)政府委員 ちよつとただいまの御指摘の点に正確にお答えできませんのは、たとえば特別償却の場合でも、法人と個人と両方に適用になる制度がたくさんございまして、それを二つに教える——条は違つておりますが、全く同じ規定が両方にありますから、それを二つに教えることは従来やつておりませんでしたもので、たとえば合理化機械なら合理化機械の特別償却は個人にも法人にも適用になります、それは一つということでも私も実はいつも計算をしていて、その中でございまして、そういう計算方式でいたしますと、四十六年度で百四十七項目でありましたものを、四十七年度では一項目ふえまして百四十八項目になっております。と申しますのは、四十六年度に百四十七、新しくできましたのが十二、廃止いたしましたものが十一、プラスマイナス項目数として一増加、よつて百四十八ということになっております。

○松尾(正)委員 これは、二つにまたがるものは一つに計算しておる、こういうことですね。

○高木(文)政府委員 そのとおりです。

○松尾(正)委員 はい、わかりました。

それで、これをどういう方向で削減する方向に進めていくか、こういうことについてですが、私、もう時間が切れてしまったので、大臣の考えを先に伺つてからと思つたんですけれども、私の考へておる点を申し上げて、それで大臣の考えを伺いたいと思つたのです。

まず、主税局自体で、現在の人員でこれを総点検をやるといふことは物理的に不可能だと思つたのです。しからば、この百四十八項目を税調にそつくりやつて公正中立な意見を求めるということも、これも企業代表等もあるんですから、おそらく決着は見出せないであらう。したがつて、むしろこの際、学識経験者等を含めた中立厳正な税調の特別部会をつくつて、そして、ここでこの百四十八項目一つ一つについて徹底的な洗い直しをする、そういう方向以外には無理であらう、こゝろを洗つておるんです。まあ時間があればもう少しこの点の中、昭和二十年ごろ創設された、あるいは三十年代、四十年代、創設された時期は違ひますけれども、創設の時期から今日まで期限なしにそのまま適用されているものが相当あるわけですね。これも百近くあるんじゃないかと思つた。そういうものが、いまから二十年前ないし十年前の経済情勢と現状とはおそろく大きく相違がある。したがつて、この創設目的から、当時この租税特別措置を創設した意図を洗い直してみたいときに、これは必要ではあるけれども、現状は改めなければいけないというものが相当出てくると思ひます。明日、この項目一つ一つについて主税局長に私はただしていきなさいですが、いま私が幾つか見た範囲でも、これは検討してみたい方向ではないかというのがありますので、こういう方向は主税局でやるのか、あるいはいまの税調でやるのか、あるいは特別部会等をつけてこの際徹底的に洗い直しをするのか。私はこの際厳正な特別部会を設

けて洗い直すべきであるという考へを持っています。すけれども、大臣から伺いたいと思ひます。

○水田国務大臣 税調では、診療報酬についての特別部会、これだけではできませんでした、これは税調としては例外的なものであると思つております。ので、いまの税調にそういうことをやつてもらうかどうかについては問題があると思ひます。したがつて、とにかくこういう問題についての見直しということは必要でございますので、どういふ形でそういう作業をしたら一番いいかというように、なことは、ひとつもうちよつと研究させていたいただきたいと思ひます。十分研究してみたいと思ひます。

○松尾(正)委員 だいが先を読んだような答弁で、きつめて私としては不満です。もう少し待たなければ、水田さんは大蔵大臣でなくなつてしまふでしょう。ですから、百四十八項目というもののうち相当問題点があるのですから、時間がなからいままだせなかつたのですけれども、一つ一つを洗つてみればこれは相当問題があるのです。しかし、私が聞いた範囲で無期限に、ずっと創設をされたときからそのまま手をつけずに今日までできているというものが相当あります、では税調でその無期限のものについてはそのつど提案しているのかというところではない。おそろく主税当局として、税制改正時は非常に繁忙をきわめますから、したがつて主税当局自体でも、この百項目をこすものについて一つ一つ手を加えて洗い直すというものは物理的に不可能だ。そういう意味では、この際方向を減らす方向でいくというから、ではその方向はというところ少し時間をかしてこれという。こういう場合、その場さへしければいいというような答弁はきわめて不満であります。ですから、主税当局でやるのか、あるいは税調ではできないと私は判断するのですけれども、大臣としては主税局で何とかできると判断しているのか。それから税調でもって特別部会を設けるのは例外中の例外だということですね。

も、これだけの大作業をやるのですから、例外中の例外の手段を講じない限りこれは不可能だ、そういう意味でいま私案を提案したわけですが、もう一回はつきり伺つて終わりにしたいと思ひます。

○水田国務大臣 少し研究させていただきたいと申しましたことは、一番最初に私が申しましたように、私自身としてはいまの大蔵省の主税局というものは十分見直しの能力ありと思つておりますので、主税局でできるんじゃないかと思つております。しかし税調においてそういう部会をつくるというところは悪いことじゃございせんので、そこらの点について、この得失をもう少し考へたいと思つて申したことでございまして、能力としては、私、いま大蔵省の主税当局にりつぱに能力を持っておりますと思ひます。

○藤田(高)委員 私、前回委員会質問した関連事項並びにいま松尾委員から質問がありました点についてまず質問をしたいわけですが、今日通貨調整に伴う為替差損の税制上の特別措置、これに代表されるように、いわゆる円の切り上げの問題から起りましたいろいろな条件に対して今回こういう措置をとつておるわけですが、通貨調整、円の切り上げをやらざるを得なかつた理由には、国内的な条件あるいは対アメリカとの関係、さまざまな条件があると思つたのですけれども、一つの大きな要因としては、やはり日本の輸出品が異常な形で増大をした。その原因は何かというところになっていきますと、税制上の問題としては大企業、なかんずく輸出産業等に対してきわめて寛大な税制上の対策、措置がとられてきた。いわゆるこの租税特別措置によつて、大企業、輸出産業等に対する税制上の優遇措置が円切り上げの一つの要因になっているんじゃないかという観点からいけば、この際権威ある第三者機関によつて租税特別措置全般の洗い直しをやる絶好の時期に到来しておるんじゃないか。先ほど松尾議員が

税調の中に特別委員会をつくつてと、これも一つの案でしょう。しかし私は、この種の問題を論議するときに、一つの参考として意見を聞くことは、これは大事なことでありましようけれども、労働問題の解決ではありませんけれども、直接の利害を持つ団体なりそういう関係者が入った機関において、その種の洗い直し、租税特別措置の根本的な改革について検討するということは、これは実際問題として利害関係が伴って、適正な改革案、改正案というものができないのじやないか。そういう事情からいけば、ここに新たな権威ある第三者だけの機関をつくって租税特別措置の根本的な改革を検討することが必要ではないかと思うのですが、そのことについての見解をまずうたいたいと思います。

〔藤井委員長代理退席、委員長着席〕

○水田国務大臣 いまおっしゃられるような意味で第三者の検討が必要だという意味でございまして、私はやはり役所が、主税局がこの問題を検討することが最も公平な結論を出すことになるんじゃないかというふうに考えます。

○藤田(高)委員 私は主税当局を悪者にするわけではありませんが、租税特別措置だけではないで、今日までの税制全体の制度、税制そのものは大蔵省の主税局がほとんど中八、九イニシヤをとってやってきたことだと思ふのです。ですから、今日の段階で予期せざるような円切りの上げという問題が昨年来起こってきた。こういう情勢の中では、そういう主観的な立場でなくて、むしろ客観的にこの租税特別措置については是非を論じ得る権威ある学者とか専門家とかそういうものだけで根本的な洗い直しをやってみる必要があるんじゃないか。むしろ大蔵当局、税務当局自身から離れた一つの根本的な改革案というものを出す時期に来ているんじゃないかと思うのです。が、どうでしょう。

○水田国務大臣 これはむずかしい問題ですが、税務当局はむしろ規律公平でございしますが、税務当局が立案しても、現実に税制になるまでにはい

ろいろな意見が入って、そうして現実の税制になつていくことを考えますと、むしろほんとうの公平な意味の見直しというようなことについては、税制当局自身の判断のほうが最も公平なものになるというような気が私自身もいたします。この意見だけがいま政治として通っているわけではございませんで、いろいろな関係から最後は調整された案となつて国会を通るものでございしますから、いまの税制当局でこの見直し能力というものはやっぱりあると私は思つております。

○藤田(高)委員 そういうことになりまして、見解の対立も生まれてまいりますから、この点は一応今後の私自身の検討課題、要求課題ということにして保留しまして、次に進みます。私の立場としては、そういう第三者の機関を設置してやるべきだということを強く要求しておきたいと思ひます。

具体的な内容について、前回の委員会との関連質問をいたしますが、今回の通貨調整に伴う為替差損に対する特別措置としては、実質的には、この法律は、本会議の質問でも指摘いたしましたように、その法律の効力というものは十年間にわたつて及ぶわけですね。いわゆる十年先の為替差損を会計処理上からいへば十年繰り上げてでも決算処理ができる、こういうたてまえになっておるわけですから、そういう観点からいへば、これは実質的にはこの租税特別措置というのは、十年もの租税特別措置だ。しかし本来、この種の租税特別措置によつて特別な税制上の対策を講じる必要が政策的な観点からあるとしても、それはきわめてごく短期間、いわゆる租税特別措置法の本法の趣旨からいへば当分の間と、いわゆる当分の間という法律的概念は、約二年ないし三年と、こういうふうに理解することがごく常識的であつて、実質的に十年もこの法律効果の及ぶような特別措置を講ずることは、特別措置法本来の趣旨に反するものではないかという見解を持つものですが、それに対する見解を聞かしてもらいたい。これが一つ。

いま一つは、あとでこれは質問をいたしますが、円の再切り上げの問題が非常にやかましくいわれておる。国際通貨の不安な状態が依然として強まっておるような条件の中で、この種の十年ものといわれるような長期にわたる租税特別措置をつくるということは、これは今日の情勢下から判断しても適切な措置ではないと、このように私は考えるわけですが、大臣の見解を聞かしてもらいたい。

○高木(文)政府委員 先にちょっと技術的な点をお答えいたします。

長期の外貨建て金銭債権及び金銭債務の処理の問題でございしますが、先般もちょっとお答え申し上げましたが、企業会計審議会の答申によりまして、外貨建ての金銭債権及び金銭債務につきましては、決算日の為替相場による円換算額を付するということが原則になっております。ただし、長期に限りまして、長期の金銭債権及び長期の金銭債務については、取得時または発生時の為替相場による円換算額を付することを妨げない。つまり換算がえを行なわなくてもよろしいということ、かりにこの原則によることを本文方式、ただし書きによることをただし書き方式と俗にいつておるわけですが、今回御審議をお願いしております租税特別措置の規定は、企業が本文方式によつた場合は全く関係がございせん。企業がただし書き方式によつた場合に限りて租税特別措置法の適用を認めましようということでございます。でございしますから、この特別措置はあくまで昭和四十六年十二月二十日を含む事業年度に限つてそういう措置が認められるわけでございます。ただ、藤田委員御指摘のように、そのようにして繰り上げて損を税務上計上いたしました場合に、その損をいつ、課税時期の調整でございしますから、いつ益金としてまた計上してくるかという期間として十年ということにしておるわけでありまして、御指摘のようにこの措置は十年のメリツトがあるではないかということとは全く御指摘のとおりでございしますが、ただ、この条文を使ってそ

ういう措置をとるかとはならないかは、四十六年の十二月二十日を含む事業年度一回限りでございまして、十年間いつでもそういうことができるといふことではないので、一回限りの措置であるということではございません。そういう意味におきまして、この措置法の十年の長いのはどうかという御指摘がございしますが、従来もいわゆる確定の赤字処理のときにも同じようなことがあつたわけでございます。私どももいたしましては、その処理は一回限りのものでございしますから許されるものというふうに事務的には考えておる次第でございします。

○藤田(高)委員 これは本文方式でいこうとただし書き方式でいこうと、法律行為としては、たとえば本文にどのように書いておつても、ただし書きで本文が殺されてしまふこともあるわけですから、そういう点からいへば、会計処理の方法として、十年先の為替差損を、ことしのたとへば三月期決算の中に入れて損として処理することもできる。しかし、十年先の為替差損は、そのまゝにして十年先に処理しようとするればそれができるわけでしょう。できるということとは、この法律自身は実質的には十年間法律の効力が及ぶということですから、そういう長期のものをなせつてくる必要があるのか。そして、しかもこれはあとで質問しますけれども、再切り上げになつたときはどうなるのかという問題ですね。そこらとの関連を含めてひとつ答弁をしてもらいたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 損が具体的に実現する、つまり決済日が来たときにそれをあげるといふ自由がある、それは十年間いつでもいいではないか、こういう御指摘でございしますが、それらの是非につきましては、これは企業会計原則の是非の問題でございまして、税務上の処理の是非の問題ではないのでございします。税務上の特例は何かというと、企業会計のほうでは、任意にどうか、決済日にいままゝ本文方式によつて評価がえをして損を立てませんで、現実に決済を行なわれまうときに企業会計のほうでは損を立てることにしてお

きながら、税務調整をいたしまして、税務申告上は一律に損を立てるといのが租税特別措置法上の例外でございますから、十年間に自由にできるということとは税務のほうでは全くないのでございす。十年間にあつたとしても自由にできるといふおことばがありました。その点は企業会計のほうの問題でございまして、税務上の、税制上の特例としてはないわけでございす。ただ、そのことにつきましては、企業会計で原則をどうきめるかはさん議論いたしました。所得に比べるあまりにも今度は損失が巨額なものとあるということから、従来の企業会計の考え方とやや異なりまして、短期の外貨建ての債権債務については、従来の考え方と一挙に全部換算がえをして損を出すべきである。しかし長期のものについては必ずしも出さぬでもよろしいということで、若干弾力的な処置をとることになったわけでございす。

なお、何度もうこういうことがあつた場合にどうするかという御指摘でございますが、これは、今回の企業会計審議会での議論いたしました経過におきまして、わが国経済としては全く初めてのことであるということで、今回の企業会計審議会では、何度も慎重に各方面の方が議論をされて、こういう原則を出されました。しかも、今回のように調整幅が非常に大きいということをお前提にしてこういう結論を出されたやに聞いておりますから、もし万が一将来こういうことが何年か後にありました場合に、また企業会計審議会では、その際の処理としてどのような答申を出しになることになるのかは、ちょっと私どもの予測できないところでございす。よつて、企業会計審議会がどのような処理を答申されるかが予測できない事情にありますが、税のほうの立場といたしましては、その上に乗つていろいろな措置が税制上とれるわけでございすから、私どももいたしまして、次のような場合にどんなことをするかという御質問ではございす。いまのところどういふことにならうかということは、私どもも自

体何とも見当がつかないと申し上げるはかないと存じます。

○藤田(高)委員 いまの答弁を聞いていますと、どこか第三者が何とかかんとかこう言っているらしいというふうなことで、この法律自身を提案してきている大蔵当局の責任ある答弁のしかたではないです。ね、いまの言ひ方は、私は端的にお聞きしますが、限られた時間ですから、それでは大臣に、この間も私委員会でもその点を御質問したのですが、経団連の副会長格の人が、ここにも幾つかの資料を持ってきておられますが、決定的に、早ければことしじゅうにも円の再切り上げが起ころぞ、円の再切り上げがなくなると、第二の変動相場制を採用せざるを得ないぞ、個々の商取引はそういうことを覚悟して輸出貿易の面については取引をすべきだ。実にこれは責任ある公式の会でそういうあいさつをしておられるわけですが、どうですか、アメリカとの関係を含めて円の再切り上げの見通し、それはなにかいふふうにあなは断言できますか。それとも、その危険性が非常に強い、たとえはこの年末一ぱいになるのかあるいは来年早々になるのか、きわめて近い時期に円の切り上げというものは、十分いまの状態が続く限り考えなければいかぬというふうに見通しをされているのかどうかということ、これは大臣から聞きたい。

それで、時間を合理的に使うために続いて聞きますが、さっきの十年ものというのは長過ぎるじゃないかという点に関連するわけですが、たとえは、いまここで法律審議をしていられるのは、三百六十円と三百八円の五十二円の差損が起つた部分について税法上の特別措置を講じる、こう言つておられるのです。ところが、この法律行為は十年間続くとすれば、これは仮定ですよ、仮定として、来年の三月時点、たとえばちやうど一年たつた四十七年の十二月二十日、第二回目の円の切り上げがごしの十二月二十日になされたとする。それが、仮定として、現在三百八円のもの

の切り上げになつた場合に、この法律はどういう働きをするのですか。もう一回こういう法律をつくつて二重に差損の税制上の特別措置を講じるのかどうか。大体これは特別措置、為替差損のこの問題だけではなくて、むしろいま政治論、政策論として論議しなければならぬことは、いま置かれて今日この国際通貨の情勢の中でそういうことが起こり得る可能性が十分あり得るのじゃないか、そのことを含めて政府はどういう措置を講じていくのかということがこゝで考え方として出てなければならぬと思ふのです。そのことが期限の問題とも関連するのでありますから、この種のものは、もし政策上つくるにしても、できるだけの短期間のものの方が望ましいのじゃないか、こういうことを申し上げておられるのですが、そのあたりの見通しを含めて政府の見解を聞かしてもらいたい。

○水田(国務)大臣 それはいろいろ御想像されることは御自由でございす。私は、円の切り上げというものは当分ない、これだけは断言していいと思ひます。そういう各国の情勢には現在もうございせんし、各国はこの間の多国間調整をお互いに守るといふことで、それぞれ為替管理の問題にしろいろいろそのほうへ共同して共同の対策をとつておるときでございすので、円の再切り上げというふうなものを迫られる事態というものはあり得ない、当分あり得ない、そのことはもう考えなくていいことじゃないかと私は考えております。

○高木(文)政府委員 大臣がなにとおっしゃつておられるのにお答えするのはどうもぐあいが悪いのですが、あくまでも仮定の論だといふような御質問でございすから仮定の論としてお答えいたします。でございます。そのときにさういふことがありましたが、いづれのときにかさういふことがありましたが、税制上どうなるかといふと、今回の措置は、昭和四十六年十二月二十日の措置に対応するものでございすから、それ以後、何らかのことがございすとしても、この規定は働かないわけでございます。よつて、何らかの変化がありま

した場合に、今回と似たような措置が必要になるかどうかといふことは、これまた予測困難でございす。まず第一に、その際に、今度はまた企業会計審議会を中心として、企業会計原則をどのように立てるかといふことにならうかと思ひます。もしまた、かりに企業会計原則が今回と同じような答えを出した場合には、しかも長期外貨建て債権債務がそのときの状態で、今回と同じように非常に巨額な、大きなものでありますという場合に、税務上何か特例措置をとる必要があるというところが起りましたならば、あらためて税法上措置を講ずる必要があるわけでありまして、今回の御審議をお願いしております規定では動かないということになります。

○藤田(高)委員 これは事務当局の答弁にならうかと思ふのですが、なるほど、いまの時点では仮定の論議になるかも知れませんが、私は、この円の再切り上げをしないような方策を政府に迫るつもりでありますけれども、いまの状態のままであれば、少なくとも対アメリカとの関係では、私は円の再切り上げというものは必至だと思ふのです。これは、私はそう思う。そういう観点からいけば、今回こういう措置をとつた以上、業界なり、この為替差損を生じた企業集団からは、その差額だけをまるまる、利子補給じゃないけれども、何かの差額補給金という形で政府に補償してもらいたいという強い突き上げがあつたくらいです。それから、政府はそれを回避した形で税制上のこういう措置を講じたといふことになれば、私は第二の為替差損対策としての特別措置をとらざるを得ないところ、政府は追ひ込まれるんじゃないかと思ふもので、その見通しを含めた見解をもう一度聞かしてもらいたいのと、大蔵大臣は絶対ない、こゝろ言われませんが、私はこゝでひとつ大蔵大臣にも注文しておきたいのです。

それは、福田前大蔵大臣とあなたは人格が違いますから、同じことは言われなかつたと思うが、あなたは私のなで顔をそむけたけれども、その瞬間に前の大蔵大臣がこの円切り上げの問題でどうい

うことを言ったのかということが頭にひらめいたと思うのです。この大蔵委員会で、あれだけ私どもが入れかわり立ちかわり円の切り上げの問題について質問した。そうしたら、あなたがいまはしなくも私に、ほんとうに木で鼻をくくるような言い方をして、もうその円の切り上げなんか心配する必要はない。それと同じようなことをまあ前の大蔵大臣が言ったわけですね。そうして、例の金解禁以来の歴史的な経過やあるいは西ドイツの専門家の意見等をここで開陳をして、円切り上げはない、こう言うて答弁しておいて、それで今度本会議ではどう言ったかという、委員会でもなんかもとにもほんとうのことなんか言えますか、こう聞き直った。こんなことが、わが国の国会の中でそういうことが大蔵大臣の口から出るような国会であつたり政治だから、国民から非常に政治不信が生まれるのです。前大蔵大臣と同じような姿勢でもし、いまの答弁がなされておるとするならば、私はこれは審議できないし、あなたがそこまで心配する必要はないと、いまの議事録を見てもわかると思うが、あなたはないというのを断言する、こうおっしゃったんだが、あなたがそこまで経済関係として、大蔵大臣として責任もって御答弁なさるのであれば、いいですか、これは近い機会に円の再切り上げになったときに、あなた代議士でもやめて責任とりますか、どうですか。そこまでの責任をもつてあなたが答弁されるかどうか、その点を私はだめを押しておきたいと思う。

○水田国務大臣 私、その点であやふやなことを言いたくなかつたので、自分の信念をはっきり言つたわけですが、私は円の再切り上げというものは当分ないというふうにいまではもう確信しております。と申しますのは、この通貨調整の問題は、私は身をもつてこの問題を処理してきたものでございますので、したがって、こういう通貨の調整というものがそう簡単にできるものではないということが一つと、それから、まだ依然として日本の黒字基調は続いているじゃないか

ということが非常に問題になっているようでございますが、それはもう各国間の共通の認識になっておいて、この通貨調整ができたからといって、これが国際収支に影響を及ぼして、この効果があらわれてくるためには、少なくとも一、二年を要するんだ、そう短時間でこの通貨調整の効果というものは出ないんだということは、各国ともうみんな承知しておりますし、先般パリへ集まつたときの会合でも、この認識は各国がみんな一致しておつた。したがって、日本にはまだ黒字基調は続くであろう、同様に、あれだけ通貨調整で助けられた米国のドルも、よし米国の経済が向上きになつてきても、米国の赤字基調というものはまだ当分続くであろう、したがって、この短期的現象を見てお互いがどうこうすることはしない、むしろこのきめた通貨調整を守るようにみな各国国内政策において一致して協力しようという方向をきめているのが現状でございます。したがって、いまの日本の一時的な黒字基調によって、各国から円の再引き上げを迫られているというふうな事実は全く政治的にもございせんので、私はそういう事態にはならないということは確信しております。

問題はしかし、そうであるからといって、この対外不均衡というものは急速に日本自体として直す努力をしなければなりませんので、そのためには、何といつても不況の克服が一番先であつて、これによつてすべてが解決する問題でございまして、そういう意味で私も、ちょうどこの間企画庁でも発表になりましたが、去年の補正予算がいま非常に有効に働いておるので、在庫の調整についてもいい影響が出てきているというふうな発表がございましたが、この調子で新しい予算との間に断絶をなくすることが当面一番必要だと、この点だけを私も特に心配しておりますが、そういう一連の、前からきめたいわゆる八項目対策というものを強力に推進していくことによつて、私は円の再切り上げは避けられるというふう

○藤田(高)委員 円切り上げの回避策として例の八項目なるものが提唱されたわけですが、その実質的な効果というものがどの程度あつておるかという点についての論議をする時間はありませんけれども、結果的に十分な効果を發揮することができずに、円の切り上げがなされたということは事実ですからね。ですから、私はそういう経過を踏まえて、いまの大臣の答弁を聞いておきますと、それを強力に進めることであるという政府のいまの立場ですね、立場としてはそういうものであると言いますけれども、それではやや具体的にお尋ねしますが、ことしの貿易計画あるいは国際収支の計画から見ますと、大体、総合収支で約三十億ドルから三十五億ドル程度の黒字と、現在百六十五億ドル程度の外貨の準備高があるわけですから、この年末ぐらいまでは、このテンポでいけば二百億ドルからの外貨の準備高になつてくるということになれば、そういう外貨事情からする外圧といえますか、主としてこれは私はアメリカとの関係だと思つておられますけれども、アメリカは実質的には、せつかく十カ国蔵相会議であれだけ論議を合つたことについても、アメリカ自身は、日本との関係でいえば、円の再切り上げをやらさないようなそういう努力をアメリカの国内ではやらないわけですよ。そういう一つの事情から見ても、私は円の再切り上げというのは非常に濃厚だ、こういうふうな思ふわけですね。たとえ世間でいわれておる、二百億ドルからの手持ち外貨の状態が起つてきても再切り上げの心配はないというふうな大臣の見通されておるわけですか。また、特定な人の言質だけでどうこうするものでないかもしれませんけれども、やはり経団連あたりの副会長クラスがあれだけはっきりしたことを言明する以上は、それなりの根拠がかなり具体的にあると思うのです。そうすると大臣としては、経団連の副会長の言つたようなことは、これはもう誤りである、経済的な見通しからいつても、これは全くとるに足らないんだ、こういうふうな否定されるといふふうに理解しても

よろしいですか。

○水田国務大臣 まあ国際会議の席上でもいふん出ましたが、日本の見通しとして経常収支で四十七億ドル、基礎収支で二十七億ドル程度のことを一応予想しておるが、日本の円がもっと切り上げられることによってこの数字は改善されるかというところじゃないんだ、むしろ円の切り上げ幅が多かつたら、逆に日本の不況によって輸出ドライブがかかつて、この国際的不均衡はもっとひどくなる、こういう説明を日本側もいふんいたしまして、外国もその点は認めておつたところでございます。そうしてそういういろいろ、もう各国の事情がお互いに検討された後にできた今度の調整でございますので、私は、日本がこの通貨調整ができたあとですぐに不況が立ち直れば問題ないのですが、不況が続くという限り、しばらくこの国際収支の黒字基調が続いていくということについては、私は、私は各国ともそうみなこれを問題にするということは大体ないんじゃないか。米自身もこの討議ではわれわれと熱心にやつた問題でございまして、決してそういう事態が来たからといって世界が騒ぐようなことは私はないだらうというふうな思つております。しかし、そういうふうなことにしないようにすることがこの際は大切だと思つて、かりにそういう事態になつても、これはもう各国とも大体みな予想しておる方向であると思つております。

○藤田(高)委員 私は、十カ国蔵相会議を含めて、それ以降の事情も勘案してああいふ答弁をされておると思うのですけれども、少なくともアメリカがドルの交換性回復のために向けての努力をほとんどしていない。アメリカの現在の経済事情の中から、そういうことが実質的にできない面もあるでしょうけれども、ドルの交換性回復のために向けての努力をしていない。そうすると、日本のはうがこの対アメリカとの関係でどんどん黒字基調で、そうして二百億ドル台にも手持ち外貨がふえてくる。この間、参議院の予算委員会でしたか、水田大蔵大臣が、適正手持ち外貨といひます

か、手持ち外貨の適正量というのは約六十億ドルだというふうな答弁されておりますが、そういうことであれば、非常に異常な形で手持ち外貨がふえてくる。そういう状態になっても、アメリカ及びその関係国から円の再切り上げを要求されることはないかどうか。今度は外圧の問題ですが、その見通しはどうか。そういう圧力があっても、それを十分政策的にも政治的にも排除するだけの自信が、おありかどうか。この点を今日段階の事情としてぜひ確認しておきたいと思う。

なお、この機会にお尋ねしておきますが、手持ち外貨の適正量六十億ドルというのはどういうものを基準にしているのか。たとえば輸入量の何カ月分とかそういうものを基準としているのかどうか。そういう根拠について明示されると同時に、それが適正量であるとすれば、その三倍以上もの手持ち外貨を持つことが十分予見される段階において、そういう手持ち外貨を少なくしていくべき目のある具体的な対策というものはどういうものと考えておられるのか。従来どおりの八項目を除いて新たなものが幾つか論議されておるようでありますけれども、たとえば第二外為制度をつくってはどうかとか、いろいろありますね。その種のことについて、政府の新たな施策、方針というものを聞かしてもらいたい。

○水田国務大臣 アメリカはまだ努力していないということですが、なかなかアメリカ自体むずかしい問題があると思えます。しかし、アメリカ経済が少し上向いてきて、アメリカの金利が上ってきたということによってドルの還流が若干始まっていると思えますので、アメリカの国際収支の改善も、私は今後少しづつはなされていくことだろうと思っております。

それから、いまの六十億ドルの問題ですが、これは別に特別の基準はございません。いま金とかあるいはSDRとかあるいは長期に運用をしている外貨を除いて、現在の手持ちが百十何億ドルある。大体この半分以上は流動性を確保するという見地からこれを保有して、あとのもの、今後ふえ

るものは、これは有効に外貨の活用策を考えたいというので、外貨活用策の、その活用金額の幅を一応そういうふうな考えておるといことを申しただけで、特に六十億ドルというのに計算の根拠を持ってはいるわけではございません。

○藤田(高)委員 やはりこの段階で必要なことは、わが国の貿易事情を中心に外貨の手持ち量と、この程度の度あれば十分なのかというものを、国民が安心するものを明示する必要があるんじゃないか。というのは、円の切り上げ、円の再切り上げというような事態になれば、これまで日本産業界に非常に大きな影響が起ってくる。労働者の立場からいっても、新規採用の停止とか、やれいろいろなる形の合理化が、便乗合理化を含めてなされるわけですし、そういう一連の事情からいけば、わが国の経済力をもつてすれば、手持ち外貨量はどの程度だ、それ以上は政府の責任において手持ち外貨を持たないように、ふやさないようにやっていくんだ、そういう具体策というものが当然今日の段階で明示される必要があると思っておりますが、どうでしょうか。

そのこととも関連をしますけれども、大臣は、アメリカとの関係においても円の再切り上げはない、こう言われるわけですが、四、五日前にしたか、コナリー財務長官がやはり国際通貨の問題について演説をしておりますが、あの基調の中には、円の再切り上げの問題は、十分これまた含みとしてあるように私は分析をしておるのですけれども、大蔵大臣は、その心配はない、このコナリー財務長官の演説の基調にはそういう要素というものはない、こういうふうに見られておるかどうか、そのあたりの見方について見解をただしておきたいと思っております。

○水田国務大臣 円の再切り上げを迫っておる様子は、コナリー演説の中で私はないと思っております。

○藤田(高)委員 前段の質問はどうですか。

○水田国務大臣 適正外貨量というものは世界に全く通説もございませんし、これが適切だという

ことを示すということは、これはむずかしいことだと思っております。

○藤田(高)委員 まあ、むずかしいことだということでは逃げられればこれは取りつく島はないわけですが、それだけの国の経済実態から見て、一つの手持ち外貨の適正量と申しますか、手持ち外貨高というものはこの程度がベターだというのは、これは当然あつてしかるべきだ。それがあれば、これだけ外貨が幾らふえても円の切り上げの問題等について外国からとかよくいわれる理由もないと思っております。しかし、実際的には外貨がどんどんふえていくということが一番大きな条件になつておることは事実ですから、そういう条件の中からは、当然その種のことは考えられてもいいんじゃないか、こう思いますが、それに対する見解はどうでしょうか。

○林(大)政府委員 補足的に私から御説明いたしますが、適正外貨量が幾らによろしいかという問題につきましても、いままでも各方面で論じられていて、ところどころございまして、いろいろ説もございします。まあ比較的わかりやすい説明といたしましては、たとえば輸入の三、四カ月分くらい持つていたらというような説もございします。それによりますと、昭和四十七年度の経済見通しは、輸入が約百八十二億五千万ドルでございしますから、その三、四カ月分をとれば五、六十億ということになるわけですが、しかし私どもは、そのような論拠で五、六十億ドルが適正外貨量であるというふうな公式に見解を表明する自信はございません。これは適正外貨量と申しますのは、非常にむずかしい問題でありますから、したがって適正外貨量幾ら、それを越える分は政策でしかるべくどうこうしようというふうな議論になじまない性格のものでございします。

ただ、大臣が申されましたのは、今後外貨を活用するにあつたつてのめどとして、大体どのくらい感じを持っていたらよろしいかということ、二月末の外貨準備が百六十五億ドルでございします

から、そのうちから金とかSDRあるいはIMFに対するゴールドトランシュというものを除きまして、残りが約百十億ドルある、その約半分くらいは外貨活用の対象として考えてよろしいのではなからうか、それに今後の増加分を合わせまして、外貨活用というのを考える一つのめどにしたというのを申し上げておきますので、ごさいます。技術的なことを御説明申し上げました。

○藤田(高)委員 次の質問者が帰りましたので、これで終わりますが、最後に別の項目で二つだけ一括して質問したいと思ひます。

その一つは、これは長年問題になっておりますが、租税特別措置の關係で企業交際費の問題ですけれども、これは約二十日くらい前の新聞記事に誤りがなければ、大蔵当局内におきまして、交際費のいわゆる四百万プラス千分の二・五ですが、この基準を下げる、たとえば四百万を二百万にするとか三百万にするとか、そういうふうな減額していく案が検討されつつある、こういう記事を見ております。またそういう計算で残った残額に対する七〇%を、たとえば八〇%にするとかあるいは一〇〇%にするとか、これは思い切つて交際費の減額措置については手を打たなければならぬと思うわけですが、今日段階における政府の交際費に対する考え方及びこのことに関連をして、新しく広告税を創設してはどうかという意見も具体的に出ておるようになつておるわけでありまして、広告税の創設についての見通しですね、その見解を聞かしてもらいたい、これが一つであります。

いま一つは、租税特別措置の審議はまだ継続されるわけですが、私の質問の時間との關係もありまして、あえてお許しをいただいて質問をしたいわけですが、これは、公害防止施設に対する今回の措置ですね、これは、公害防止施設に対するいはゆるな準備金とかその他の措置がなされておりますが、公害関係についてこまで新たな準備金制度というものをつくる必要があるのかどうか。これは私の見解ですけれども、これも公

害防止をやるといふ準備金制度の創設というものに名をかりて、実質的には税負担の軽減策に充てることのほうを中心のように考えられてならないわけですね。私はこんなことを、ほんとうに公害を防止するといふことがねらいであれば、それぞれ企業が公害防止施設をつくったというこの事実に基づいて、公害防止施設に投資をしいたというその実態に基づいて措置を講ずればいいのであって、二年も三年も準備金として積み立てていくというふうなやり方は、これは先ほどの特別措置ではありませぬけれども、これだけ非常に租税特別措置がやかましくいわれておるときに、大企業に對する税負担の軽減に通ずるような優遇措置ではないかと思ふのです。そういう意味で、公害防止のためにいふんなことを考えるといふことは私は必要だと思ふのですけれども、このやり方については問題があると思ふわけですが、これまた見解を聞かしてもらいたい。

このことに關連をしてお尋ねをしておきますが、今回の税制改正では景氣の影響度に応じて千分の三とか千分の六といふふうに、その適用基準を二つに分けております。少なくとも公害防止が中心であれば、私は、景氣がいいから悪いからとかいふことによつてその適用の基準を変えたりする性質のものじゃないと思ふのです。幾ら景氣が悪くとも、ヘドロ公害を出しては、亜硫酸公害を出しては、という企業に對しては、これはもうほとんど公害防止の取り締まりなり行政指導をやらなければいけませんから、そういうたてまえからいけば、やはり今度の法律改正の中にも企業優先の考え方というものが非常に強く出ているのじゃないか。そういう立場からいって、この千分の三と千分の六の適用基準、これは私の理解に誤りがなければ、千分の六を適用するのは鉄鋼とかセメントとか非鉄第一次精練とか、そういうものです。千分の三の適用は電力とかいわゆる紙パルプ関係だといふふうに理解を——石油化学なんかもこちらへ入ると思ふますが、むしろ一番いまいかましきといわれておるのはヘドロ公害であつたり

電力を中心とする亜硫酸ガスの公害防止がやかましいといわれておるんじゃないかという段階からいけば、なるほど鉄鋼やセメントの關係ももちろん大事ですけれども、同じようにこの種の基準を適用するのであれば、むしろ電力や紙や石油化学等こそ当面の公害防止の問題として条件のいいものが適用されてしかるべきじゃないか、こういうふうにかけるわけでありまして、以上の見解について政府の考え方を聞かしてもらいたい。

○水田國務大臣 だいたい技術的な問題も入つておるようでございますから局長に答弁させます。

○高木(文)政府委員 交際費の問題につきましては、先ほど松尾委員の御質問に對して大臣から御答弁がございましたように、今年度は見送るといふことであつたわけでございますが、各方面からいろいろ御批判を受けておりまして、いま問題になつております点は主として三点であるかと思ひます。

一点は、藤田委員から御指摘がありましたように足切り限度の四百万円というのが低いかどうかという点でございます。第二点は、否認割合の七割というのはいさう少し高めたらどうかという点でございます。三番目には、交際費といふものが、実はいま非常にいろいろなものが交際費といふ概念の中で処理をされておるわけでございます。交際費の中にも必ずしも俗にいう社用経費といふものに当たらないものも便宜上交際費として扱われているものもございます。そこで、交際費についてはいろいろ仕分けを要するかと思ひますが、その交際費の中には、場合によりましては七割否認といふことになしに、もう少し強い否認割合であつてもいいものがあるのではないかと、いろいろな点が問題にならうかと思ひます。主として問題点は三点であらうかと思ひますが、来年度期限切れといふこともございまして、私ももといたしましては交際費の内容の実態といひますが、そういうものをこの際もう少し分析をしてみたい。それを手がかりにいろいろ検討の材料といたしたいといふふうに考えております。

第二点の御質問の広告費でございますが、広告費も従来から交際費とともにやや似て非なる性格のものであるといふことから税制上何らかの扱いをしてはどうか。現在法人あるいは個人の課税上は損金扱いになつておりますし、間接税の上でも何ら触れてないわけでございますので、広告費の中には若干過剰広告と申しましようか、あるいはむだなようなものはないわけではございませんところから、交際費と同じように抑制税制の趣旨から何らかの対策を講じてはどうかという議論があるわけでございます。かなり古い時期でございましたが、税制調査会等においても議論されたことがあるわけでございます。ただ、このほうは交際費と非常に違ひます。ただ、このほうは交際費と非常に違ひます。つまり交際費の支出のはね返りとしてだれか個人が何か利得をするといふ分野が

広告費の場合は非常に少ないといふことが一つあり、それからもう一つは、売り上げ単位当たりの広告費支出は諸外国に比べて非常に少ないといふ現状でございます。その点は交際費の場合とやや趣を異にしておるのでございます。そういう点を考慮し、かつもう一つ問題点は、何かの課税が行われるといふことであります。場合にも、交際費と同じように所得課税の面で何らかの対策をとるべきか、それとも間接税的なものとして何らかの考慮をすべきかといふような問題がありまして、先ほど申しました交際費の場合と比べますと、広告費の問題はわれわれが勉強すべき分野がまだ若干フィールドが広いと申します。かつ、もつと広い面から多角的に研究しなければならぬ問題が多々残つておるといふ現状でございます。

第三番目の公害防止についての租税特別措置について申し上げますが、租税特別措置のいすれの政策にも多少ともそういう性格がございますが、公害防止といふ美名に隠れて企業の所得を減らし、税負担を減らすといふことに役立っているのではないかと御指摘でございますが、租税特別措置には裏側といひますが、派生的なデメリットがそういう点で出てくるのは否定できないので

ございまして、このものについてもそういう点は全くないといふことはいえないわけでございます。

ただ、御質問の中にありましたように、設備等をした場合にそれをまともな設備と認めて、その設備等をしたものについての何か優遇措置を考えてはどうかといふ御指摘でございますが、この点におきましては一昨年の秋のいわゆる公害国会といわれましてあの国会におきまして、いろいろ措置されました新しい法律がございまして、その法律を受けまして四十五年度の税制等を中心いたしました公害防止のために特別の設備をいたしました場合の特別償却等の制度は、すでに四十六年度までの税制改正においてかなりの処置をいたしておるわけでございます。

今回、公害防止準備金という制度が設けられました主たる理由は、むしろそういう設備といふよりはランニングの公害防止費用の対策でございます。ランニングのものであれば、本来ならば年々の経費として落としていくわけでございます。何事も事前に準備金を積み必要はないじゃないかといふことが一応常識的に考えられるわけでございますが、いわゆるPPP原則といひます。公害費用はまずもって企業が負担すべきであるという原則が、最近一般的に承認されるに至つております。そうしますと、公害費用は結局価格を通じて消費者負担ということになつていくわけでありまして、企業がいろいろ採算を考え、そして価格体系を考え、そして公害防止対策をとりますといふときには、やはりその三者を組み合わせて計画を立てる必要があるわけでありまして、その場合に公害の態様、防止事業の性質のいかんによりましては、設備費はあまりよけいからないけれども、經常経費が非常にかかるという場合があるわけでありまして、そこで經常経費につきまして毎期毎期の損金として、あるいは必要経費として処理するだけで十分ではなくて、ある程度所得のあるときに用意をしておくことが必要になつてくる

場合があるということが今回主張されたわけでありす。

一般的に、景気がいいとか悪いとかいうこともありましようけれども、一般的な景気でなくて、その企業によりまして所得変動がございますので、ちょうど所得変動の谷間に来ましたときに公害防止費用がかかるということになりました場合に、それが企業にとつての異常なる負担になることはあり得るということが考えられます。そこで公害防止のランニングの費用につきましても、ある程度期間をまたがって調整できる制度を考える必要があると認めたわけでありす。つまり所得の変動があるということ、それから税務につきましては期間を区切って税務計算が行なわれるということ、一方費用のほうはどうしても経常的に必要になるということがございます。そこでその間の調整のために売り上げの一定割合を所得が比較的多いときに積んでおいて、所得が比較的少ないときの公害費用に充てるという趣旨のものでございます。したがって、千分の三と千分の六という二段階がございますが、この千分の六をどのような企業について認めるべきか、また千分の三はどの程度の企業について認むべきかということがございますが、一般的な考え方は、千分の三は公害費用が一般の企業よりも非常に多いかという企業については、何らかの意味で公害防止費用の設定が認められてしかるべきであらう。しかし、所得変動の大きい企業と小さい企業とあった場合に、所得変動の大きい企業については若干大きい方の率、千分の六のほうの適用があつてしかるべきではないかというように、いまこまかいことを検討いたしております。公害防止費用の絶対額が大きくても、それが所得そのものあるいは売り上げそのものが安定的であります場合にはそれは負担が可能でございます。準備金は本来あまり必要がないという関係にございます。そのような事情で私どもは考えておるのございます。

○斎藤委員長 次回は、明二十二日水曜日、午前

十時理事会、十時三十分委員会を開会することといたし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時十一分散会

昭和四十七年三月二十七日印刷

昭和四十七年三月二十八日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局